

富士市建設工事監督検査実務要覧

Ⅲ 建築・設備工事成績評定等

- ・建築・設備工事成績評定編(少額含)
- ・建築・設備工事書類確認資料編



令和 7 年

富士市契約検査課監修

Ⅲ 建築・設備工事成績評定

－ 目次 －

1 建築・設備工事成績評定編	頁
・ 富士市建築・設備工事成績評定基準	1
・ 建築・設備工事成績評定基準の留意事項	3
・ 「施工プロセス」チェックリスト（建築・設備工事）	6
・ 工事成績採点表（建築・設備）	9
・ 細目別評定点採点表（建築・設備）	10
・ 項目別評定表	11
・ 考查項目別運用表（主任監督員用）	12
・ 考查項目別運用表（総括監督員用）	24
・ 考查項目別運用表（検査員用）	29
・ 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書	37
・ 富士市建築・設備工事技術的難易度評定基準	40
・ 富士市建築・設備工事技術的難易度評定手順	41
・ 工事難易度評価方法（建物機能分類）	43
・ 工事技術的難易度評定表（建築）	44
・ 工事技術的難易度評定表（設備）	45
・ 工事技術的難易度評定の小項目別運用表（建築）	46
・ 工事技術的難易度評定の小項目別運用表（電気設備）	47
・ 工事技術的難易度評定の小項目別運用表（機械設備）	48
(少額建築・設備工事の成績評定)	
・ 富士市少額建設工事成績評定の運用	49
・ 工事成績採点表（建築・設備）	50
・ 細目別評定点採点表（建築・設備）	51
・ 少額工事考查項目別運用表（担当監督員用）	52
・ 少額工事考查項目別運用表（主任監督員用）	64
・ 少額工事考查項目別運用表（検査員用）	69
2 建築・設備工事書類確認資料編	
・ 建築・設備工事請負契約における設計変更ガイドライン	77
・ 建築・設備工事請負契約における工事一時中止ガイドライン	99
・ 建築・設備工事関係書類	116
・ 建築・設備工事写真撮影要領	119
・ 施工体制台帳等の作成要領	133
・ 富士市小規模工事事務取扱要領	138
・ 建築・設備工事に於ける完成図書チェックリスト	140

1 建築・設備工事成績評定編

富士市建築・設備工事成績評定基準

1 趣 旨

この基準は、富士市建設工事成績評定実施要領（以下「評定要領」という。）第3条第1号の工事成績の評定に関する事項を定める。

2 評定の対象

評定要領第2条の対象とする工事は、請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が200万円超の工事とする。ただし、維持・修繕工事及び災害時における緊急を要する工事等で市長が評定に適さないと認めた場合は除くことができる。

3 評定者

評定要領第4条第1号に規定する監督員は、主任監督員及び総括監督員とする。

4 評定の方法

- (1) 評定要領第5条第1項第1号の工事成績の評定は、工事成績採点表（建築・設備）により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（建築・設備）により行うものとする。
- (3) 評定にあたっては、考査項目別運用表（建築・設備工事）、「施工プロセス」チェックリスト（建築・設備工事）及び富士市建築・設備工事成績評定基準の留意事項を考慮するものとする。
- (4) 評定にあたっては、当分の間、既済部分検査及び中間検査の評定は行わないものとする。
- (5) 評定の対象工事は、次のように取り扱う。

①500万円以上の工事

考査項目別運用表（建築・設備工事）により行うものとする。

②200万円超500万円未満の工事

原則として、少額工事考査項目別運用表（建築・設備工事）により行うものとする。

- (6) 受注者は、当該工事における工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。
- (7) 成績評定にあたっては、富士市建設工事執行規則（令和3年規則第41号）第38条第5項に規定する修補が必要とされたときは、当該修補が行われる前の状態で評定するものとする。

5 評定結果の提出

工事担当課長は、検査依頼書に添えて、評定を行った工事成績採点の考査項目別運用表、「施工プロセス」チェックリスト（建築・設備工事）、工事技術的難易度表定表（建築）・（設備）、工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書を契約検査課長に提出するものとする。

6 評定の修正

評定要領第9条第1項の「評定を修正する必要があると認めたとき」とは、後日発覚した契約不適合、その工事における工事故又は不正行為等で指名停止、営業停止等の措置がされた場合等という。なお、完成後2年を経過したものは除く。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

富士市建築・設備工事成績評定基準の留意事項

1 建築・設備工事成績評定に係る留意事項

(1) 工事成績採点の考慮項目の考查項目別運用表（建築・設備工事）の記入要領

1) 全般（監督員、検査員）

- ・ 主任監督員は、評定に際して担当監督員から十分なヒアリングを行うものとする。
- ・ 評定に際しては、「施工プロセス」チェックリスト（建築・設備工事）等を活用する。
- ・ 細目別の各々の評価対象項目のうち、対象外の場合は全体数から外す。
- ・ 「施工プロセス」チェックリスト等を参考に該当の有無をチェックし、対象外のものを除いた全体数との比により a～e 評価を行う。
- ・ 項目外に評価すべきことがあれば「その他」欄に理由（内容）を記入し、評価の対象とする。

2) 創意工夫の評価方法（主任監督員）

- ・ 評価対象項目に該当があるか確認し、該当があればチェックし、その内容が準備・後片付け、施工、品質、安全衛生、施工管理等の内容に対し、創意工夫が見られるか明記する。
- ・ 該当する数と重みを勘案して評価すること。
- ・ 該当項目があれば、1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価する。
- ・ 評価対象項目の合計が評点となる。（最高7点）
- ・ 評価対象項目「詳細評価内容」欄は、必ず記入すること。
- ・ 主任監督員は担当監督員及び総括監督員との内容調整を行うこと。
- ・ 主任監督員は総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わないこと。
- ・ 現場代理人若しくは配置予定技術者の年齢が契約日において満40歳未満であることを確認した上で若手技術者の登用などを評価する。
- ・ 月単位・通期の週休2日の現場閉所率に応じて評価する。

3) 工事特性の評価方法（総括監督員）

- ・ 評価対象項目に該当があればチェックして各項目により2、4点で評価する。
- ・ 評価対象項目の合計が評点となる。（最高20点）
- ・ 評価対象項目「詳細評価内容」欄は、必ず記入すること。
- ・ 総括監督員は担当監督員及び主任監督員との内容調整を行うこと。
- ・ 総括監督員は主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わないこと。

4) 安全対策の評価（主任監督員・総括監督員）

- ・ 工事故等の処置については「法令遵守等」で別途減点される。したがって、日々の安全対策の内容に対し評価すること。（事故が発生した工事は原則c評価以下とするが、事故後適正な措置で安全施工を実施等、その後の努力によってはb評価もあり得る。）

b 評価の例 : 軽微な事故だが考查項目のチェックの結果が a 評定

5) 工程管理、安全対策の評価（総括監督員）

- ・ 該当があればその内容により a～e 評価を行う。
- ・ 明記してある項目以外に評価の対象となるものがあれば「その他」欄に明記する。
- ・ d 又は e 評価をする場合は、「その他」欄に、その理由を明記する。

6) 地域貢献等の評価（総括監督員）

- ・ 該当があればその内容により a～b' 評価とする。
- ・ 明記してある項目以外に評価の対象となるものがあれば「その他」欄に明記する。
- ・ 該当がなければ c 評価とする。

(2) 評価の留意事項

1) 「施工プロセス」のチェックリスト

- ・ 「施工プロセス」のチェックリスト等は、工事評点の内容に疑義が生じたとき（富士市建設工事評定結果第1次・第2次検討委員会）の検討資料となるため、必ず作成する。

※ 「施工プロセス」チェックリスト（建築・設備工事）は、富士市建設工事評定実施要領第11条に規定する評定結果に対して不服ある者への、説明及び再説明に際しての説明根拠となる重要な資料であり、監督員は完成検査直前に作成することなどはせずに、必ず工事期間中適宜に作成すること。

- ・ チェック回数は、着手時、完成時及び各項目のチェックの目安程度を標準に行い、疑義がある項目については、適宜施工中の回数を増やす。
- ・ 「施工プロセス」のチェックリストの中の「下請負者の把握」で「下請負者が指名停止期間中ではないか」のチェックがあるが、これは下請契約締結時期が指名停止中であったかどうかの確認であり、契約締結後に指名停止になったものは含まない。

2) 工事特性・創意工夫・社会性等の評価

- ・ 受注者から高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が提出された場合は、内容を吟味し、適切に評価に反映させる。評価に値しないものがあれば何が不足しているのか等、受注者に口頭で説明する。

3) 受注者への自己採点の勧め及び検査時の指導

- ・ 受注者各々に、的確な施工体制、良質な品質確保について自覚を促し、意識を向上させるため、主任技術者等に自己採点するよう指導する。
- ・ 検査員は検査時に、各項目について、どの部分に問題があるか等の指導を行い、受注者及び技術者の指導育成を図る。

2 工事の技術的難易度評定基準に係る留意事項

- (1) 評定は、主任監督員が担当監督員からのヒアリングを基に工事技術的難易度評定表（建築）・（設備）の原案を作成し、検査員の意見を参考に総括監督員が行う。

(2) 各小項目の評価は、工事技術的難易度の小項目別運用表（建築・電気設備・機械設備）を参考にする。

3 評価結果の通知に係る留意事項

(1) 建設工事成績評価実施要領第 8 条の「評価結果の通知」について

- ・ 評定点等は、完成検査時に関する規定（富士市建設工事執行規則（令和 3 年 4 月 1 日規則第 41 号）第 38 条第 2 項）を準用し、完成届出書を受理した日から 14 日以内に評価を完了し、当該完成検査の結果と併せて受注者に通知する。

(2) 成績評価実施要領第 11 条に基づく説明等取扱基準 3 の「説明請求に対する回答」及び同取扱基準 5 の「再説明請求に対する回答」について

- ・ 説明請求に対する回答は、項目別評定表、工事技術的難易度評価表（建築）・（設備）をもって回答することを原則とする。
- ・ 再説明請求に対する回答は、細目別評定点採点表（建築・設備）及び工事成績採点の考慮項目の審査項目別運用表（建築・設備工事）を参考に回答することを原則とする。

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

1. 工事名 _____
 2. 工 期 _____
 3. 受注者名 _____

担 当 課 _____
 担当監督員 _____

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員が確認する。
 ②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークをチェックする。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)									備考
				該当有無	着手前	施 工 中						完成時	
1 施 工 体 制	I 施 工 体 制 一 般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	該当なし □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工中1回程度)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後10日以内に提出した。 (契約後)	該当なし □	(/) □								
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に掲示している。 (施工中1回程度)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○施工体制台帳、施工 体系図または作業分担 に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、写しを担当監督員に提出した。 (施工時の当初、変更時)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。 (施工時の当初、変更時)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工体系図に記載されている業者のみが作業している。 (施工時 1回／月程度)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)									備 考
				該当有無	着手前	施 工 中						完成時	
1 施 工 体 制	Ⅱ 配 置 技 術 者 ／ 現 場 代 理 人 ／ 監 理 技 術 者 ／ 主 任 技 術 者	○工事実績情報	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されたことを証明する資料を、監督員がプリントし資料に添付した。 (契約後、変更後、完成時)	該当なし □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
		○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中 1回／月程度)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・監督員への通知、報告、協議等を書面で行っている。 (施工中適宜)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○監理技術者(主任技術者)の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)	該当なし □	(/) □								
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 (着手前)	該当なし □	(/) □								
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(専任義務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上) (施工中 1回／月程度)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工中、打合せ時)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○下請負者の把握	・富士市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 (施工中適宜)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○設計図書の照査 等	・契約約款第18条第1項条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工中適宜)	該当なし □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	該当なし □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	該当なし □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

考 査 項 目	細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)								備考		
				該当有無	着手前	施 工 中							完成時	
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○建設副産物及び建設 廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理され ていることを確認し、監督員に提示した。 (施工中適宜)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・再生資源利用(促進)計画書を建設副産物情報システムCOBRIS により作成し、施工計画書に含め提出した。また完成時には、実施 書を作成している。 (施工中適宜)	該当なし □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
	Ⅱ 工 程 管 理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	該当なし □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	Ⅲ 安 全 対 策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェッ クする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社パトロール(施工中1回／月程度) ③安全教育、訓練等(4H／月) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜) ⑥送出し教育(現場入場前に各事業所毎)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容を チェックする。) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中1回／月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録 (施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録 (施工中適宜)	該当なし □		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □		
Ⅳ 対 外 関 係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記 の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・施設管理者等 (施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	該当なし □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			

工 事 成 績 採 点 表(建築・設備)

作成

工事名						契約金額(最終)						工事場所						工 期		～				完成年月日															
受注者名						現場代理人						主任・監理技術者						完成届受理年月日						完成検査年月日															
考 査 項 目		①主任監督員						②総括監督員						③検査員(既済・中間)						③検査員(既済・中間)						④検査員(完成)													
		氏 名						氏 名						氏 名						氏 名						氏 名													
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5		-5	-10																																	
	II 配置技術者	+3.0	+1.5		-5	-10																																	
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0		-5	-10									+5	-	+2.5	-		-7.5	-15		+5	-	+2.5	-		-7.5	-15		+5	-	+2.5	-		-7.5	-15		
	II 工程管理	+4.0	+2.0		-5	-10		+2.0	-	+1.0	-		-7.5	-15																									
	III 安全対策	+5.0	+2.5		-5	-10		+3.0	-	+1.5	-		-7.5	-15																									
	IV 対外関係	+2.0	+1.0		-2.5	-5																																	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0		-2.5	-5									+10	+7.5	+5	+2.5		-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5		-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5		-10	-20		
	II 品質	+5.0	+2.5		-2.5	-5									+15	+12	+7.5	+4.0		-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0		-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0		-12.5	-25		
	III 出来ばえ														+5	-	+2.5	-		-5	-		+5	-	+2.5	-		-5	-		+5	-	+2.5	-		-5	-		
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)																																						
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)				-	-																																	
6. 社会性等	I 地域への貢献等(※4)							+10	+7.5	+5	+2.5		-	-																									
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点						点						点						点						点													
評 定 点 (※1)		①		点				②		点				③		点				③		点				④		点											
7. 評定点計		点 (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 評定点計 点																																					
		※ 既済部分 (中間) 検査があった場合 (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) ただし既済、中間が2回以上の場合は③を平均する。 ※ 既済部分 (中間) 検査がなかった場合 (①×0.4+②×0.2+④×0.4)																																					
8. 法令遵守等(※5)				点		法令遵守等の該当事由																																	
9. 評 定 点 合 計 (※6)				点		評定点計 (0 点) - 8. 法令遵守等 (0 点) = 0 点 (1回完済分 点、2回完済分 点、完成分 点)																																	
所 見 (※7)		主任監督員												総括監督員												検査員 地域へ貢献の加点点評価(有・無) 週休2日制工事(有・無)【月単位・通期】 若手技術者の加点点評価(有・無)													

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。

各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。

主任監督員は、担当監督員からの報告を受けて評価をするものとする。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、主任監督員及び担当監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点点評価のみとする。

※5 法令遵守等評価は総括監督員が行う。

※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※7 所見欄は必要に応じ記載する。

※8 各検査項目ごとの採点は、別紙-1 検査項目別運用表(建築・設備工事)によるものとする。

(監督員を1名しか任命できない場合は、1名で総括監督員及び主任監督員の評定を行うものとする。)

(原則として、総括監督員は主に総括的なプロセス評価を行える者、主任監督員は詳細なプロセス評価を行える者、検査員は検査職員として評価を行える者を充てるものとする。)

細目別評定点採点表(建築・設備)

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員（既済・中間）	③検査員（既済・中間）	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点	
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点	
8. 法令遵守等			() × 1.0 = 点					
評定点合計							100点	

※ 既済部分（中間）検査があった場合 (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) ただし既済、中間が2回以上の場合は③を平均する。

※ 既済部分（中間）検査がなかった場合 (①×0.4+②×0.2+④×0.4)

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

項目別評定表

評定項目	細 別	評定点/満点
1 施工体制	I 施 工 体 制 一 般	3.3 点
	II 配 置 技 術 者	4.1 点
2 施工状況	I 施 工 管 理	13 点
	II 工 程 管 理	8.1 点
	III 安 全 対 策	8.8 点
	IV 対 外 関 係	3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	I 出 来 形	14.9 点
	II 品 質	17.4 点
	III 出 来 ば え	8.5 点
4 工事特性(加点のみ)	I 施 工 条 件 等 へ の 対 応	7.3 点
5 創意工夫(加点のみ)	I 創 意 工 夫	5.7 点
6 社会性等(加点のみ)	I 地 域 へ の 貢 献 等	5.2 点
8 法令遵守等(減点、加点)		
評定点合計		100.0 点

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般		☐ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 ☐ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価	
a: 施工体制が優れている。 b: 施工体制が良好である。 c: 施工体制が適切である。 d: 施工体制がやや不適切である。 e: 施工体制が不適切である。			
該当項目が90%以上	 a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	 b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	... c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満	 d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者 (現場代理人等)		☐ ①現場代理人として、工事全体の把握ができています。 ☐ ②現場代理人として、監督員への通知、報告、協議等を書面で行っている。 ☐ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ ④富士市建設工事請負契約約款(以下、「約款」という。)第18条第1項(条件変更等)に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ☐ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ☐ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑬その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価	
a:配置技術者として優れている。 b:配置技術者として良好である。 c:配置技術者として適切である。 d:配置技術者としてやや不適切である。 e:配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上	 a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	... b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	... c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満	 d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理		☐ ①約款第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ☐ ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 ☐ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 ☐ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ☐ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時、適切に行われている。 ☐ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時、適切に行われている。 ☐ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 ☐ ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 ☐ ⑫社内検査が計画的に行われている。 ☐ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ☐ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ☐ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑰その他 理由:
			該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価	
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満……	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満……	d		
	評価 =	項	項目 %

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理		☐ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び施設管理者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ☐ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ ⑦休日・代休の確保を行っている。 ☐ ⑧近隣住民(施設管理者等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価	
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上.....	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満.....	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満.....	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満.....	d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策		☐ ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ☐ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☐ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☐ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑩仮設工事等において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 ☐ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑮その他 理由:
			該当すればc評価とする。 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価	
a:安全対策が優れている。 b:安全対策が良好である。 c:安全対策が適切である。 d:安全対策がやや不適切である。 e:安全対策が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満……	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満……	d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	IV. 対外関係	☐	☐ ① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ② 工事施工にあたり、近隣住民(施設管理者等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ ③ 引渡し時に施設管理者等に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ☐ ④ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ☐ ⑤ 近隣住民(施設管理者等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☐ ⑥ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。
		☐	☐ ⑦ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑧ その他 理由:
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 対外関係に関して監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 対外関係が優れている。 b: 対外関係が良好である。 c: 対外関係が適切である。 d: 対外関係がやや不適切である。 e: 対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上.....	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満.....	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満.....	c	③	評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
該当項目が60%未満.....	d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐	①承諾図等が、設計図書を満足している。
		☐	②施工図等が、設計図書を満足している。
		☐	③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
		☐	④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
		☐	⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
		☐	⑥出来形の管理方法を工夫している。
		☐	⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
		☐	⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		☐	⑨その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
		☐	出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
		☐	約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
評価			
a: 出来形が優れている。 b: 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満..... b		②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満..... c		③	評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
該当項目が60%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①材料・製品の品質が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の品質が適切である。 ☐ ④躯体工事における施工の品質が良好である。 ☐ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他 理由:
	建築工事		
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上.....	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満....	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満....	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満.....	d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①機材の品質が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。 ☐ ③品質確認記録の内容が適切である。 ☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤機材及び施工の品質が良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他 理由:
	電気設備工事		
	受変電設備工事		
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
評価			
a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上.....	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満....	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満.....	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満.....	d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①機材の品質が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。 ☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤機材及び施工の品質が良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。。 ☐ ⑦その他 理由：
	暖冷房衛生設備工事		
	機械設備工事		
	工事比率		
		☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	
		☐ (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。	
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満……	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満……	d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝		項目 %
---------	--	------

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

(創意1/2)

考査項目・細別		評価対象項目	
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係	☐ 1.測量・位置出しにおける工夫 ☐ 2.現地調査方法の工夫 ☐ 3.その他 理由：	
		詳細評価内容：	
	■施工関係	☐ 4.施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 5.工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 6.土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 7.建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 8.電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 9.暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 10.照明・視界確保等の工夫 ☐ 11.仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 12.運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 13.型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 14.施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ 15.プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 16.仮設施工等の工夫 ☐ 17.既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 18.保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 19.作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ 20.その他 理由：	
		詳細評価内容：	
		■品質関係	☐ 21.集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 22.躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 23.建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 24.施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 25.品質記録方法の工夫 ☐ 26.その他 理由：
			詳細評価内容：

考査項目別運用表(建築・設備工事)

主任監督員用

(創意2/2)

考査項目・細別		評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	☐ 27.安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 33.作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ 35.その他 理由：
		詳細評価内
	■施工管理関係	☐ 36.出来形の管理等に関する工夫 ☐ 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ 39.CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 40.CALSを活用した施工管理の工夫 ☐ 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。 ☐ 42.その他 理由：
		詳細評価内
(最大 7点)	■その他	<新技術活用>※本項目は2点の加点とする。 ☐ 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。 <週休2日制>※本項目は現場閉所(現場休息)率に応じて、2、1点のいずれかとする。 ☐ 44.現場閉所率28.5%以上(4週8休以上・月単位) 2点 ☐ 45.現場閉所率28.5%以上(4週8休以上・通期) 1点 <その他> ☐ 46.その他 理由：若手技術者の登用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。 ☐ 47.その他 理由：
		詳細評価内
評点計＝0点		

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目	細 別	評価対象項目
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ ③近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ ⑤その他 理由:
		詳細評価内容:
		a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。
		評価＝ 評価選択 ☐ a ☐ b ☐ c ☐ d ☐ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	III. 安全対策	☐ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ ⑤災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ ⑥その他 理由:
		詳細評価内容:
		a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。
		評価＝ 評価選択 ☐ a ☐ b ☐ c ☐ d ☐ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ☐ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ☐ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ☐ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ☐ ⑥その他 ☐ ⑦その他 理由:
		詳細評価内容:
		a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。
		評価＝ 評価選択 ☐ a ☐ a' ☐ b ☐ b' ☐ c ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

※1. 総括監督員は、担当・主任監督員の意見を参考に総合的な評価を行う、

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

(特性1/3)

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 1.延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 2.地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 3.大空間のホール等を有する建物 ☐ 4.その他(理由:) 詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 5.対象建物の耐震レベル ☐ 6.建物機能の特殊性 ☐ 7.その他(理由:) [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 8.建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 9.設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 10.制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ 11.その他(理由:) [評価技術事例] ・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 詳細評価内容:
	評 点 = 点	

(特性2/3)

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 12.湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 13.軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 14.雨・雪・風・気温等の影響 ☐ 15.その他(理由:) [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	評 点 = 点	詳細評価内容:
	■ 厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 16.地中埋設物等の作業障害 ☐ 17.工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 18.周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 19.周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ 20.その他(理由:) [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	評 点 = 点	詳細評価内容:

(特性3/3)

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 施工現場での対応 ※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 21. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 ☐ 22. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 ☐ 23. 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 24. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 25. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 26. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 27. 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 ☐ 28. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 29. 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 30. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 31. 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ 32. その他(理由:)	
(最大 20点)	詳細評価内容:	
評点計= 点	評 点= 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、担当・主任監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

※5. 特殊な工事で上記によれない場合は、該当評価対象項目数と重みを勘案して評価する。

※6. 「建物規模への対応」は、新築又は増築工事で評価技術の内容に該当する場合に評価する。改修工事においては、建物規模における全面的な工事を行う場合に適用とする。

※7. 工事特性においては、「①施工計画書に記載された事項」または「②事前に受注者からの施工の工夫に関する資料が提出された事項」が、施工等に反映されていれば評価するものとする。

※8. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は対象欄を空白「□」とする。

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	◎	該当無し
	○ -20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ -15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ - 8 点	5.文書注意
	○ - 5 点	6.口頭注意
	○ - 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)
	□ - 5 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等
① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。 【上記で評価する場合の適応事例】 ☐ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ☐ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ☐ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ☐ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ☐ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ☐ 6.建設業法に違反する事実が判明した(例)一括下請負、技術者の専任違反等 ☐ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ☐ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ☐ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ☐ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ☐ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ☐ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ☐ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ☐ 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ☐ 15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。 ☐ 16.低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ☐ 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ☐ 18.その他 理由:		

考査項目別運用表(建築・設備工事)

検査員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理		☐ ①約款第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。
		☐	☐ ⑫その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満.... b 該当項目が60%以上80%未満.... c 該当項目が50%未満..... d		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
	評価＝	項	項目 %

考査項目別運用表(建築・設備工事)

検査員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ ⑩その他 理由：	
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 出来形が不適切であったため、約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。
評価			
a: 出来形が特に優れている。 a': 出来形が優れている。 b: 出来形が特に良好である。 b': 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... a' 該当項目が70%以上80%未満..... b 該当項目が60%以上70%未満..... b' 該当項目が50%以上60%未満..... c 該当項目が50%未満..... d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
	評価＝	項	項目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目別運用表(建築・設備工事)

検査員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑫その他 理由:
	建築工事		
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満..... a'			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満..... b			③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
該当項目が60%以上70%未満..... b'			
該当項目が50%以上60%未満..... c			
該当項目が50%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考查項目別運用表(建築・設備工事)

検査員用

考查項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	II.品質		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ ⑫その他 理由：
	電気設備工事		
	受変電設備工事		
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満.... a'		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満.... b		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%以上70%未満.... b'			
該当項目が50%以上60%未満.... c			
該当項目が50%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目別運用表(建築・設備工事)

検査員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ ⑫その他 理由：
	暖冷房衛生設備工事		
	機械設備工事		
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a' : 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b' : 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満.... a'		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満.... b		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%以上70%未満.... b'			
該当項目が50%以上60%未満.... c			
該当項目が50%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝	項目 %
---------	---------

考査項目別運用表(建築・設備工事)

検査員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	☐ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ☐ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ ⑦保全に配慮した施工がなされている。 ☐ ⑧その他 理由:	
	建築工事		
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…………… c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目別運用表(建築・設備工事)

検査員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		☐ ①きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑥使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ ⑦その他 理由:
	電気設備工事	☐	
	受変電設備工事	☐	
	工事比率	☐	
		☐	
		☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。	
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…………… a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満…… b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が80%未満…………… c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100		
	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。		
	評価＝	項	項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目別運用表(建築・設備工事)

検査員用

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		
	暖冷房衛生設備工事	☐	☐ ①きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑥使い勝手や使用者の安全に対する配慮がなされている。 ☐ ⑦その他 理由:
	機械設備工事	☐	
	工事比率	☐	
		☐	
	☐		
			☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…………… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満…………… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

出来ばえの評価計＝	項目 %
-----------	---------

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工 事 名	受 注 者 名	
項 目	評 価 内 容	備 考
☐ 工事特性 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	☐ 建物規模	延べ面積・階数・高さ、大空間ホール
	☐ 建物固有の機能	耐震レベル 建物機能の特殊性
	☐ 建物固有の施工技術	建築材料・設備機材・工法の提案 設計条件の特殊性 制約条件・高難度施工
	☐ 自然・地盤条件	湧水・地下水の影響、軟弱地盤・支持地盤の影響 気象現象の影響
	☐ 周辺環境・社会条件	地中埋設物の作業障害、建築物等の近接施工 騒音・振動周辺配慮、水質汚濁環境配慮
	☐ 施工現場での対応	長期工事の安全確保 災害等での臨機措置 施工状況（条件）に対応した施工・工法
	☐ その他	
☐ 創意工夫 「工事特性」で評価するほどでない軽微な工夫	☐ 準備・後片付け関係	測量・位置出し 現地調査方法
	☐ 施工関係	施工に伴う機械・器具・工具・装置類 二次製品の活用による副産物・廃棄物対策、リサイクルの取組 主体・設備施工方法の工夫 仮設の計画・施工の工夫 施工管理・品質向上の工夫 工期短縮の工夫 材料選定・施工方法による保全への配慮 作業の安全性向上のための工法の工夫
	☐ 品質関係	品質管理の工夫、検査・試験・記録方法の工夫
	☐ 安全衛生関係	安全仮設備の工夫 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境改善の工夫 交通事故防止の工夫
	☐ 施工管理関係	出来形管理の工夫、計画書・写真の工夫、管理ソフトの活用
	☐ その他	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	災害救援活動 地域の環境保全、生物の保護活動 現場環境の地域との調和 地域とのコミュニケーション ボランティア活動

1. 該当する項目の口にレマーク記入
2. 具体的内容の説明として、写真、略図等を説明資料に整理

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工 事 名			
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書		
工 事 名		
項 目	評 価 内 容	／
提 案 内 容		
(説明)		
(添付図)		
写真等添付欄		
	詳細内容記入	
写真等添付欄		
	詳細内容記入	
写真等添付欄		
	詳細内容記入	

富士市建築・設備工事技術的難易度評定基準

1 趣 旨

この基準は、富士市建設工事成績評定実施要領（以下「評定要領」という。）第3条第2項の工事の技術的難易度の評定（以下「難易度評定」という。）に関する事項を定める。

2 評定の対象

難易度評定の対象とする工事は、請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が500万円以上の工事とする。ただし、工事成績の評定を行わない工事は除く。

3 評定者

評定要領第4条第2項に規定する監督員は、総括監督員とする。

4 評定の方法

- (1) 難易度評定は、富士市建築・設備工事技術的難易度評定手順により行うものとする。
- (2) 難易度評定は、工事施工において確認した事項に基づき、的確かつ公平に実施し、工事技術的難易度評定表（建築）・（設備）（以下「難易度評定表（建築）・（設備）」という。）に記録するものとする。
- (3) 難易度評定は、担当監督員が原案を作成し、検査員の意見を踏まえて、総括監督員が行うものとする。

5 評定結果の提出

工事担当課長は、難易度評定表（建築）・（設備）を、検査依頼書に添えて契約検査課長に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

富士市建築・設備工事技術的難易度評価手順

工事技術的難易度評価表（建築）・（設備）（以下「難易度評価表（建築）・（設備）」という。）の記入は、次の手順により行うものとする。

手順1 建物機能

評価対象工事の建物が複数ある場合は、最も工事難易度の高い建物機能で評価する。

なお、技術的難易度に用いる建物機能は、工事難易度評価方法による。

手順2 小項目の評価

各小項目の評価は、工事技術的難易度評価の小項目別運用表（建築）・（電気設備）・（機械設備）（以下「小項目別運用表（建築）・（電気設備）・（機械設備）」という。）の「評価対象事項欄」を基に、各小項目の評価をA、B、Cで行い、難易度評価表（建築）・（設備）に記入する。

手順3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順2の各小項目ごとの評価結果から表-1の大項目判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、難易度評価表（建築）・（設備）に記入する。

表-1 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表-2の「易、やや難、難」判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、難易度評価表（建築）・（設備）に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因A、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が3個以下の場合は「や

や難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

「特別考慮要因」とは、小項目別運用表（建築）・（電気設備）・（機械設備）の付加価値として、新工法の採用、超大規模建物、大規模地震災害後の緊急復興等、とりわけ難度の高い条件の場合をいう。

「特別考慮要因」の評価を行う場合は、下記による。

A：特に困難な、または、特に高度な技術を要する場合

B：困難な、または、高度な技術を要する場合

表－２ 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大 項 目 評 定
難	・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下である。 ・大項目の評価にB判定が1つあり、かつA判定がない。
易	・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から工事難易度評価方法により評価を行い、工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」を難易度評価表（建築）・（設備）に記入する。

*小項目の評価を行う際は、小項目別運用表（建築）・（電気設備）・（機械設備）を参考とする。

工事難易度評価方法

大項目の評価を踏まえ、建物機能に応じ、以下のⅠ～Ⅵに評価する。

建物機能分類 建物例 ランク（難易度）	簡 易	一 般	特 殊
	倉庫・車庫等	庁舎・研修施設等	美術館・研究施設等
Ⅰ	易		
Ⅱ	やや難	易	
Ⅲ	難	やや難	易
Ⅳ		難	やや難
Ⅴ			難
Ⅵ			特に難

※ 特に難易度を高める特別な要因がある場合及び難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、「難」より上位のランクに評価する。

また、特に小規模な建物及び施工条件等が全般にわたり平易な場合については、「易」の1ランク下に評価する。

工事技術的難易度評定表(建築)

年 月 日作成

所属:

評定者:

工 事 名				契約金額(最終)		
受注者名				工 期(最終)	年 月 日～ 年 月 日	
評 定 項 目				評 価 内 容		
大 項 目	評定	小 項 目	評価			
1 建築条件		① 規模				
		② 構造				
		③ 形状				
		④ その他				
2 技術特性		① 工法等				
		② その他				
3 自然条件		① 支持地盤				
		② 山留め・止水				
		③ 気象・海象				
		④ その他				
4 社会条件		① 仮設条件				
		② 地中障害物				
		③ 近接施工				
		④ 騒音・振動				
		⑤ 水質汚濁				
		⑥ その他				
5 マネジメント特性		① 他工区調整				
		② 住民対応				
		③ 関係機関対応				
		④ 工程管理				
		⑤ 品質管理				
		⑥ 安全管理				
		⑦ その他				
6 特別考慮要因						
建 物 機 能 分 類				技術的難易度評定		
				「易、やや難、難」評定		

* 評定内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

工事技術的難易度評価表(設備)

年 月 日作成

所属:

評価者:

工 事 名				契約金額(最終)	
受注者名				工期(最終)	年 月 日 ~ 年 月 日
評 定 項 目				評 価 内 容	
大 項 目	評 定	小 項 目	評 価		
1 設備システム種別条件*1		① システム種別			
		② システム規模			
		③ その他			
2 技術特性		① 工法等			
		② その他			
3 設備システム複合条件		① システム間複合度			
		② システム複雑度			
		③ その他			
4 社会条件		① 仮設条件			
		② 地中障害物			
		③ 近接施工			
		④ 騒音・振動			
		⑤ 水質汚濁			
		⑥ その他			
5 マネジメント特性		① 他工区調整			
		② 住民対応			
		③ 関係機関対応			
		④ 工程管理			
		⑤ 品質管理			
		⑥ 安全管理			
		⑦ その他			
6 特別考慮要因					
建物機能分類			技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

* 評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

注) * 1: 照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

工事技術的難易度評定の小項目別運用表（建築）

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例(評価 A)	具体的事例(評価 B)	具体的事例(評価 C)	備考
1. 建物条件	① 規模	建物の延べ面積	建物の延べ面積 10,000㎡以上	建物の延べ面積 3,000㎡以上10,000㎡未満	建物の延べ面積 3,000㎡未満	
	② 構造	建物の構造種別、特殊構造	SRC造、S造(ビルト材の2方向ラーメン、大スパンの型鋼の2方向ラーメン)	RC造、S造(型鋼の2方向ラーメン、大スパンの1方向ラーメン)	CB造等簡易、S造(1方向ラーメン)	
	③ 形状	建物形状の複雑さ	形状が複雑	形状がやや複雑	形状が複雑でない	
	④ その他	建物構造の補強等特殊な工事対象	特に困難で高度な技術を要する構造補強又は特殊工事	評価A、C以外	通常の技術で対応可能な構造補強または特殊工事	
2. 技術特性	① 工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・ 総階数9階以上又は建物高さ31m以上 ・ 特殊仕様(特殊仕上げ、特殊杭工法、免震構造、一部PRC構造等)	評価A、C以外	総階数が2以下	
	② その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・ 総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり ・ 既存部分との競合度合いが複雑	・ 総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・ 既存部分との競合度合いがやや複雑	・ 評価A、Bに該当しない ・ 単独施工、既存との競合部分がない	
3. 自然条件	① 支持地盤	地下階数、地下階深度、杭に及ぼす支持地盤	・ 地下2階以上 ・ 地下1階で深度10m以上又は軟弱地盤	・ 地下1階 ・ 地下無しで軟弱地盤	特に困難でない	
	② 土留め・止水	湧水の発生、掘削作業時等に地下水位の影響等	湧水の発生が多く、掘削作業時の影響が大きい	湧水の発生があるが、掘削作業時の影響が小さい	湧水の発生がほとんど無く、掘削作業時の影響が無い	
	③ 気象	施工の制約を受ける特殊な気性条件	施工制約が厳しい	施工制約がある	特になし	
	④ その他	地滑り等の地質条件等、改修の場合は施工計画に詳細な調査が必要な場合等	・ 条件が厳しい ・ 改修の場合で綿密な調査が必要	・ 条件があるが対応容易 ・ 改修の場合で綿密な調査が必要であるが、対応容易	特になし	
4. 社会条件	① 仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	② 地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	③ 近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	④ 騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	振動・振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑤ 水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑥ その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5. マネジメント特性	① 他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、設備工事は除く)との工程調整	特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある	調整を要する他工事(近接工区)の受注者がある	調整を要する他工事(近接工区)の受注者がいない	
	② 住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	③ 関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	④ 工程管理	工期・工程の制約への対応	・ 工期・工程が特に厳しい ・ 執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・ 工期・工程がやや厳しい ・ 執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	⑤ 品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(特殊仕様への対応等を含む)	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	⑥ 安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、工事範囲が外来者・通行人等の動線と接近	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	⑦ その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・ 被災時の応急復旧工事 ・ アスベスト等の処理が必要	PCB、SF6ガス・フロンガス等の処理が必要	特になし	

工事技術的難易度評定の小項目別運用表(電気設備)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例(評価 A)	具体的事例(評価 B)	例(評価 C)	備考
1. 設備システム種別条件	① システム種別	システムのレベル	照明制御(主要執務室の昼光利用照度制御) 火災報知設備の受信機がR型	主要執務室のタイムスケジュール点滅制御 火災報知設備の受信機がP型10回線以上かつ自動閉鎖設備と連動有り	照明制御なし 評価B未満	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用
	② システム規模	システム規模	一般事務庁舎の延べ面積10,000㎡以上に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡以上10,000㎡未満に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡未満に相当	
	③ その他	既存システムへの影響度	既存システムを使用しながら一部の既存機器を再利用するグレートアップ改修工事	評価A、Cに該当しない	既存撤去後に同程度のシステムを新設(システム完全停止が可能)	
2. 技術特性	① 工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・ 総階数9階以上又は建物高さ31m以上 ・ 免震構造又は設備に影響の大きい耐震改修工事	評価A、Cに該当しない	総階数が2階以下	
	② その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・ 総プロ、パイロット事業対象工事で難しいもの有り ・ 既存システムと複雑に競合する	・ 総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・ 既存システムとやや複雑に競合する	・ 評価A、Bに該当しない ・ 単独施工、既存と分離可能	
3. 設備システム複合条件	① システム間複合度	システムのレベル多さと複合度合い	通信関係の工事種目が8以上で、連携する工事種目が4以上又は光ファイバーを使用するLAN設備が有る	評価A、C以外又はメタルワイヤ-LAN設備が有る	通信関係の工事種目が5以下で、連携する工事種目及びLAN設備なし	
	② システム複雑度	重要システムの複雑さ	受変電設備容量が1,000KVAを超える高圧閉鎖型配電盤・常用発電(コージェネを含む)、スポットネットワーク受電、特別高圧受電、その他特に複雑なシステム	受変電設備容量が1,000KVA以下のキュービクル型配電盤であり、かつ非常用自家発電設備、UPS、太陽光発電等のいずれかが有る	特になし	
	③ その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画に詳細調査が必要な場合等	・ RI取扱い施設、電磁シールドルーム、バイオハザード、クリーンルーム、恒温恒湿室等有り ・ その他特に施工が難しい設備が有る	・ 実験設備、特殊照明設備、特殊音響設備、特殊映像設備等有り ・ その他施工が難しい設備がある	特になし	
4. 社会条件	① 仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	② 地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	③ 近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	④ 騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	振動・振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑤ 水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑥ その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5. マネジメント特性	① 他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、同一工区の建築・機械設備工事等は含まない)との工程調整	特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数いる	調整を要する他工事(近接工区)の受注者がいる	調整を要する他工事(近接工区)の受注者がいない	
	② 住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	③ 関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	④ 工程管理	工期・工程の制約への対応	・ 工期・工程が特に厳しい ・ 執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・ 工期・工程がやや厳しい ・ 執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	⑤ 品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(特殊仕様への対応等を含む)	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	⑥ 安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、工事範囲が外来者・通行人等の動線と接近	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	⑦ その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・ 被災時の応急復旧工事 ・ アスベスト等の処理が必要	フロンガス、PCB、SF6ガス等の処理が必要	特になし	

工事技術的難易度評定の小項目別運用表(機械設備)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例(評価 A)	具体的事例(評価 B)	具体的事例(評価 C)	備考
1. 設備システム種別条件	① システム種別	システムのレベル	変風量・変流量方式空調 高置タンク給水方式＋減圧弁装置又はポンプ直送方式給水	ファンコイルユニット・ダクト併用方式空調 高置タンク給水方式	定風量単一ダクト方式空調 直結給水方式	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用
	② システム規模	システム規模	一般事務庁舎の延べ面積10,000㎡以上に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡以上10,000㎡未満に相当	一般事務庁舎の延べ面積3,000㎡未満に相当	
	③ その他	既存システムへの影響度	既存システムを使用しながら一部の既存機器を再利用するグレードアップ改修工事	評価A、Cに該当しない	既存撤去後に同程度のシステムを新設(システム完全停止が可能)	
2. 技術特性	① 工法等	建物の総階数、工法、使用材料等	・ 総階数9階以上又は建物高さ31m以上 ・ 免震構造又は設備に影響の大きい耐震改修工事	評価A、Cに該当しない	総階数が2階以下	
	② その他	施工方法に関する新技術採用等、改修の場合は既存との競合度合いを考慮	・ 総プロ、パイロット事業対象工事で難しいものあり ・ 既存システムと複雑に競合する	・ 総プロ、パイロット事業対象工事のうち比較的簡単なもの ・ 既存システムとやや複雑に競合する	・ 評価A、Bに該当しない ・ 単独施工、既存と分離可能	
3. 設備システム複合条件	① システム間複合度	システムのレベル多さと複合度合い	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が4項目以上	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が3項目	排煙設備、自動制御、特殊空調、中央機械室、中央監視室有り 上記の項目のうち該当が2項目以下	上下段の評価のうち主たる種目の評価を採用
	② システム複雑度	重要システムの複雑さ	節水装置、トイレユニット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記の項目のうち該当が3項目以上	節水装置、トイレユニット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記の項目のうち該当が2項目	節水装置、トイレユニット、一般消火、特殊消火、厨房、雨水処理、連結送水等 上記の項目のうち該当が1項目以下	
	③ その他	特殊なシステムの採用、改修の場合は施工計画上詳細調査が必要な場合等	・ RI取扱い施設、電磁シールドルーム、パイオハザード、クリーンルーム、恒温恒湿室等有り ・ その他特に施工が難しい設備がある	・ 実験設備、蒸気設備、蓄熱設備、太陽熱利用設備、ゴミ処理設備等有り ・ その他施工が難しい設備がある	特になし	
4. 社会条件	① 仮設条件	工事用道路、作業スペース等の制約	仮設条件の制約が厳しい	仮設条件に制約があるが、対処は比較的容易	特になし	
	② 地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害	対処困難な障害物がある	障害物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	③ 近接施工	工事に影響する架空線・建物等の近接物	対処困難な近接物がある	近接物はあるが、対処は比較的容易	特になし	
	④ 騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	振動・振動等に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑤ 水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	水質汚濁に対する配慮が必要だが対処は比較的容易	特になし	
	⑥ その他	ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策	対処が困難で、特に慎重な対応が必要	該当するものがあるが、対処は比較的容易	特になし	
5. マネジメント特性	① 他工区調整	近接工区、他工事(他工区発注予定を含み、同一工区の建築・電気設備工事等は含まない)との工程調整	特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数いる	調整を要する他工事(近接工区)の受注者がいる	調整を要する他工事(近接工区)の受注者がいない	
	② 住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が求められる	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	③ 関係機関対応	関係行政機関等との調整	特に慎重な調整が必要	一般的な対応が必要である	特に必要なし	
	④ 工程管理	工期・工程の制約への対応	・ 工期・工程が特に厳しい ・ 執務しながらの改修工事で特に制約が多い	・ 工期・工程がやや厳しい ・ 執務しながらの改修工事で制約が多い	標準的な工期・工程	
	⑤ 品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(特殊仕様への対応等を含む)	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	⑥ 安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止	外来者の多い施設で、工事範囲が外来者・通行人等の動線と接近	外来者の多い施設だが、外来者・通行人等との明解な動線分離が可能	特になし	
	⑦ その他	災害時の応急復旧、特殊な廃棄物への対応等	・ 被災時の応急復旧工事 ・ アスベスト等の処理が必要	フロンガス、PCB、SF6ガス等の処理が必要	特になし	

富士市少額建設工事成績評定の運用

(運用の対象)

- 1 請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が 200 万円超 500 万円未満の工事（以下「少額工事」という。）については、下記により運用するものとする。

(評定の内容)

- 2 少額工事の評定は、工事成績について行うものとする。

(評定者)

- 3 少額工事の評定者は、工事担当課長が命ずる検査員（統括主幹又は相当職）及び担当監督員並びに主任監督員とする。

(評定の方法)

- 4 別に定める富士市土木工事成績評定基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）又は富士市建築・設備工事成績評定基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）によるものとする。

(評定結果の報告)

- 5 最終評定者は、評定を行ったときは速やかに上司に報告するとともに、遅滞なく完成検査復命書により評定の結果を市長に報告するものとする。

(評定結果の通知等)

- 6 市長は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく報告に係る工事の受注者に対して、評定の結果を完成検査合格通知書にて通知するものとする。

また、工事担当課長は完成検査合格通知書の写しを契約検査課長に送付するものとする。

附 則

この運用は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

工 事 成 績 採 点 表(建築・設備)

作成

工事名		契約金額(最終)				工事場所				工 期				～				完成年月日																				
受注者名		現場代理人				主任・監理技術者				完成届受理年月日				完成検査年月日																								
考 査 項 目		①担当監督員						②主任監督員						③検査員(既済・中間)						③検査員(既済・中間)						④検査員(完成)												
		氏 名						氏 名						氏 名						氏 名						氏 名												
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価							
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5		-5	-10																																
	II 配置技術者	+3.0	+1.5		-5	-10																																
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0		-5	-10									+5	-	+2.5	-		-7.5	-15		+5	-	+2.5	-		-7.5	-15		+5	-	+2.5	-		-7.5	-15	
	II 工程管理	+4.0	+2.0		-5	-10		+2.0	-	+1.0	-		-7.5	-15																								
	III 安全対策	+5.0	+2.5		-5	-10		+3.0	-	+1.5	-		-7.5	-15																								
	IV 対外関係	+2.0	+1.0		-2.5	-5																																
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0		-2.5	-5									+10	+7.5	+5	+2.5		-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5		-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5		-10	-20	
	II 品質	+5.0	+2.5		-2.5	-5									+15	+12	+7.5	+4.0		-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0		-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0		-12.5	-25	
	III 出来ばえ														+5	-	+2.5	-		-5	-		+5	-	+2.5	-		-5	-		+5	-	+2.5	-		-5	-	
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)																																					
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)				-	-																																
6. 社会性等	I 地域への貢献等(※4)							+10	+7.5	+5	+2.5		-	-																								
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点						点						点						点						点												
評 定 点 (※1)		①		点				②		点				③		点				③		点				④		点										
7. 評定点計		点 (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 評定点計																										点										
		※ 既済部分 (中間) 検査があった場合 (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) ただし既済、中間が2回以上の場合は③を平均する。 ※ 既済部分 (中間) 検査がなかった場合 (①×0.4+②×0.2+④×0.4)																																				
8. 法令遵守等(※5)				点				法令遵守等の該当事由																														
9. 評 定 点 合 計 (※6)				点				評定点計 (0 点) - 8. 法令遵守等 (0 点) = 0 点 (1回完済分 点、2回完済分 点、完成分 点)																														
所 見 (※7)		担当監督員												主任監督員												検 査 員 地域へ貢献の加点点評価(有・無) 週休2日制工事(有・無)【月単位・通期】 若手技術者の加点点評価(有・無)												

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。
各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、担当監督員からの報告を受けて主任監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点点評価のみとする。

※5 法令遵守等評価は主任監督員が行う。

※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※7 所見欄は必要に応じ記載する。

※8 各考查項目ごとの採点は、別紙-1 考查項目別運用表(建築・設備工事)によるものとする。
(監督員を1名しか任命できない場合は、1名で主任監督員及び担当監督員の評定を行うものとする。)
(原則として、主任監督員は主に総括的なプロセス評価を行える者、担当監督員は詳細なプロセス評価を行える者、検査員は検査職員として評価を行える者を充てるものとする。)

細目別評定点採点表(建築・設備)

項目	細別	①担当監督員	②主任監督員	③検査員（既済・中間）	③検査員（既済・中間）	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	(#N/A) × 0.4 + 6.5 = #N/A 点	13点	
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点	
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点	
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点	
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点					
評定点合計							100点	

※ 既済部分（中間）検査があった場合 (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2) ただし既済、中間が2回以上の場合は③を平均する。

※ 既済部分（中間）検査がなかった場合 (①×0.4+②×0.2+④×0.4)

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般		☐ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 ☐ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価	
a: 施工体制が優れている。 b: 施工体制が良好である。 c: 施工体制が適切である。 d: 施工体制がやや不適切である。 e: 施工体制が不適切である。			
該当項目が90%以上	 a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満	 b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満	... c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満	 d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)		☐ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。 ☐ ②現場代理人として、監督職員への通知、報告、協議等を書面で行っている。 ☐ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ ④富士市建設工事請負契約約款(以下、「約款」という。)第18条第1項(条件変更等)に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ☐ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ☐ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑬その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 配置技術者として優れている。 b: 配置技術者として良好である。 c: 配置技術者として適切である。 d: 配置技術者としてやや不適切である。 e: 配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満 ...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満 ...	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満	d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理		☐ ①約款第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ☐ ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 ☐ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 ☐ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ☐ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時、適切に行われている。 ☐ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時、適切に行われている。 ☐ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 ☐ ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 ☐ ⑫社内検査が計画的に行われている。 ☐ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ☐ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ☐ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑰その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価	
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満……	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満……	d		
	評価 =	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理		☐ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び施設管理者等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ☐ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ ⑦休日・代休の確保を行っている。 ☐ ⑧近隣住民(施設管理者等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑩その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満……	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満……	c	③	評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100
該当項目が60%未満……	d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	☐ ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ☐ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☐ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☐ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑩仮設工事等において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 ☐ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ ⑮その他 理由:	☐ (減点)該当すればc評価とする。 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
		☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	
		☐ (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	
評価			
a:安全対策が優れている。 b:安全対策が良好である。 c:安全対策が適切である。 d:安全対策がやや不適切である。 e:安全対策が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満……	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満……	d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	IV. 対外関係	☐	☐ ① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ ② 工事施工にあたり、近隣住民(施設管理者等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ ③ 引渡し時に施設管理者等に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ☐ ④ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ☐ ⑤ 近隣住民(施設管理者等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☐ ⑥ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。
		☐	☐ ⑦ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		☐	☐ ⑧ その他 理由:
			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 対外関係に関して監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点) 該当すればe評価とする。 ☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 対外関係が優れている。 b: 対外関係が良好である。 c: 対外関係が適切である。 d: 対外関係がやや不適切である。 e: 対外関係が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満……	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満……	d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐	①承諾図等が、設計図書を満足している。
		☐	②施工図等が、設計図書を満足している。
		☐	③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
		☐	④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
		☐	⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
		☐	⑥出来形の管理方法を工夫している。
		☐	⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
		☐	⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		☐	⑨その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
		☐	出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
		☐	約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
評価			
a: 出来形が優れている。 b: 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満..... b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が60%以上80%未満..... c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100		
該当項目が60%未満..... d			
	評価＝	項	項目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①材料・製品の品質が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の品質が適切である。 ☐ ④躯体工事における施工の品質が良好である。 ☐ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他 理由:
	建築工事		
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満……	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満……	d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①機材の品質が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。 ☐ ③品質確認記録の内容が適切である。 ☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤機材及び施工の品質が良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ ⑦その他 理由:
	電気設備工事		
	受変電設備工事		
	工事比率		
		☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	
		☐ (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。	
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上.....	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満....	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満....	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満.....	d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①機材の品質が承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ ②品質確認記録の内容が適切である。 ☐ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。 ☐ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ ⑤機材及び施工の品質が良好である。 ☐ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。。 ☐ ⑦その他 理由:
	暖冷房衛生設備工事		
	機械設備工事		
	工事比率		
		☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	
		☐ (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。	
評価			
a: 品質が優れている。 b: 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満……	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満……	d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝	項目 %
---------	------

(創意1/2)

考査項目・細別		評価対象項目	
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係	☐ 1.測量・位置出しにおける工夫 ☐ 2.現地調査方法の工夫 ☐ 3.その他 理由：	
		詳細評価内容：	
	■施工関係	☐ 4.施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 5.工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 6.土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 7.建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 8.電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 9.暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 10.照明・視界確保等の工夫 ☐ 11.仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 12.運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 13.型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 14.施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ 15.プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 16.仮設施工等の工夫 ☐ 17.既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 18.保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 19.作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ 20.その他 理由：	
		詳細評価内容：	
		■品質関係	☐ 21.集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 22.躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 23.建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 24.施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 25.品質記録方法の工夫 ☐ 26.その他 理由：
			詳細評価内容：

(創意2/2)

考査項目・細別		評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	☐ 27.安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 ☐ 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 33.作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ 35.その他 理由：
		詳細評価内
	■施工管理関係	☐ 36.出来形の管理等に関する工夫 ☐ 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ 39.CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 40.CALSを活用した施工管理の工夫 ☐ 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。 ☐ 42.その他 理由：
		詳細評価内
(最大 7点)	■その他	<新技術活用>※本項目は2点の加点とする。 ☐ 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。 <週休2日制工事>※本項目は現場閉所(現場休息)率に応じて、2、1点のいずれかとする。 ☐ 44.現場閉所率28.5%以上(4週8休以上・月単位) 2点 ☐ 45.現場閉所率25%以上(4週8休以上・月単位) 1点 <その他> ☐ 46.その他 理由:若手技術者の登用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。 ☐ 47.その他 理由：
		詳細評価内
評点計=0点		

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する受注者の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

なお、主任監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目	細 別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ ③近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ ⑤その他 理由:
	詳細評価内容:	
	a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。	
	評価＝	評価選択 ☐ a ☐ b ☐ c ☐ d ☐ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ ⑤災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ ⑥その他 理由:
	詳細評価内容:	
	a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。	
	評価＝	評価選択 ☐ a ☐ b ☐ c ☐ d ☐ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	☐ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ☐ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ☐ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ☐ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ☐ ⑥その他 ☐ ⑦その他 理由:
	詳細評価内容:	
	a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。	
	評価＝	評価選択 ☐ a ☐ a' ☐ b ☐ b' ☐ c ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

※1. 主任監督員は、担当監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

(特性1/3)

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 1.延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 2.地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 3.大空間のホール等を有する建物 ☐ 4.その他(理由:)
		詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 5.対象建物の耐震レベル ☐ 6.建物機能の特殊性 ☐ 7.その他(理由:)
		[評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	評 点 = 点	詳細評価内容:
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 8.建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 9.設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 10.制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ 11.その他(理由:)
		[評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	評 点 = 点	詳細評価内容:
	評 点 = 点	
	評 点 = 点	
	評 点 = 点	

(特性2/3)

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 12.湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 13.軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 14.雨・雪・風・気温等の影響 ☐ 15.その他(理由:) [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液化化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	評 点 = 点	詳細評価内容:
	■ 厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 16.地中埋設物等の作業障害 ☐ 17.工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 18.周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 19.周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ 20.その他(理由:) [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
	評 点 = 点	詳細評価内容:

(特性3/3)

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■ 施工現場での対応 ※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 21.12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 ☐ 22.地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 ☐ 23.工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 24.工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 25.休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 26.施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 27.特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 ☐ 28.外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 29.特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 30.施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 31.同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ 32.その他(理由:)	
(最大 20点)	詳細評価内容:	
評点計= 点	評点= 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 担当監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、担当監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

※5. 特殊な工事で上記によれない場合は、該当評価対象項目数と重みを勘案して評価する。

※6. 「建物規模への対応」は、新築又は増築工事で評価技術の内容に該当する場合に評価する。改修工事においては、建物規模における全面的な工事を行う場合に適用とする。

※7. 工事特性においては、「①施工計画書に記載された事項」または「②事前に受注者からの施工の工夫に関する資料が提出された事項」が、施工等に反映されていれば評価するものとする。

※8. その他を評価項目に加える場合は、必ず理由を記入する。適用以外は対象欄を空白「□」とする。

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	◎	該当無し
	○ -20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	○ -15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ - 8 点	5.文書注意
	○ - 5 点	6.口頭注意
	○ - 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)
	□ - 5 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等
① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。 【上記で評価する場合の適応事例】 ☐ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ☐ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ☐ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ☐ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ☐ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ☐ 6.建設業法に違反する事実が判明した(例)一括下請負、技術者の専任違反等 ☐ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ☐ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ☐ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ☐ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ☐ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ☐ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ☐ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ☐ 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ☐ 15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。 ☐ 16.低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ☐ 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ☐ 18.その他 理由:		

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ ①約款第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。 ☐ ⑫その他 理由:	
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満……	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%未満……	d		
	評価＝	項	項目 %

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	☐ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ ⑩その他 理由:	
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 出来形が不適切であったため、約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。
評価			
a: 出来形が特に優れている。 a': 出来形が優れている。 b: 出来形が特に良好である。 b': 出来形が良好である。 c: 出来形が適切である。 d: 出来形がやや不適切である。 e: 出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上.....	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満.....	a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満.....	b	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%以上70%未満.....	b'		
該当項目が50%以上60%未満.....	c		
該当項目が50%未満.....	d		
	評価 =	項	項目 %

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑫その他 理由:
	建築工事		
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上.....	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満.....	a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満.....	b	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%以上70%未満.....	b'		
該当項目が50%以上60%未満.....	c		
該当項目が50%未満.....	d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	II.品質		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ ⑫その他 理由：
	電気設備工事		
	受変電設備工事		
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満……	b	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%以上70%未満……	b'		
該当項目が50%以上60%未満……	c		
該当項目が50%未満……	d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ ⑫その他 理由：
	暖冷房衛生設備工事		
	機械設備工事		
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、約款第31条に基づく修補指示を検査員が行った。
評価			
a: 品質が特に優れている。 a': 品質が優れている。 b: 品質が特に良好である。 b': 品質が良好である。 c: 品質が適切である。 d: 品質がやや不適切である。 e: 品質が不適切である。			
該当項目が90%以上……	a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満……	b	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
該当項目が60%以上70%未満……	b'		
該当項目が50%以上60%未満……	c		
該当項目が50%未満……	d		
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝	項目 %
---------	---------

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	☐ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ☐ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ ⑦保全に配慮した施工がなされている。 ☐ ⑧その他 理由:	
	建築工事		
	工事比率		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		☐ ①きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑥使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ ⑦その他 理由:
	電気設備工事	☐	
	受変電設備工事	☐	
	工事比率	☐	
		☐	
		☐	
		☐ (減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。	
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上……	a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満……	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満……	c	③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項 項目 %	

※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		
	暖冷房衛生設備工事	☐	☐ ①きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑥使い勝手や使用者の安全に対する配慮がなされている。 ☐ ⑦その他 理由:
	機械設備工事	☐	
	工事比率	☐	
		☐	
	☐		
		☐	(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項	項目 %

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

出来ばえの評価計＝	項目 %
-----------	--------

2 建築・設備工事書類確認資料編

建築・設備工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和4年
富士市

目 次

I	はじめに	1
II	設計変更ガイドライン	
1	適用	2
2	用語の定義	2
3	設計変更ができる場合等	3
4	設計変更ができない場合等	6
5	設計変更を適正に行うための留意点	8
6	設計変更の手続き	9
7	関連事項	12
8	Q & A	14
III	参考資料	18

I はじめに

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものである。そして、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念に則り、「適正な工期および金額」で「円滑かつ適切に」事業を執行することが求められる。

しかしながら、建築物は不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有しており、工事の進捗とともに当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり、設計内容を変更しなくてはならなくなる場合がある。

このため、富士市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第18条に施工条件が変わった場合等の確認手続き、設計図書の変更等が、第20条に工事の中止について定められており、変化に応じて設計変更や工事の一時中止を適切に行う必要がある。

本ガイドラインは、「富士市建設工事に係る設計変更事務取扱要領」を補完し、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、受注者・発注者双方にとって、建築・設備工事における設計変更を適切に行うための共通の手引書として整理したものである。

Ⅱ 設計変更ガイドライン

1 適用

本ガイドラインは、富士市が発注する建設工事のうち、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共住宅建設工事共通仕様書」及び「公共住宅改修工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事に適用するものとする。

2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりとする。

(1) 設計図書

設計図書とは、約款第1条に示す「仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）」とする。

全ての設計図書は相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑥の順番のとおりとする。

①質問回答書(②～⑥に対するもの)

②現場説明書

③特記仕様書

④図面

⑤設計書

⑥標準仕様書等

(2) 設計書

設計書とは「予定価格の算出の根拠となるものから単価及び金額等を削除するなど加工・編集したもの」で、設計変更が生じた場合は、請負代金額の変更にあって、受注者と協議する根拠資料とする。

(3) 設計変更

設計変更とは、約款第18条及び第19条の規定により現設計（設計図書）を変更又は訂正することで、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することを含むものとする。

またこの他にも、特許権等の使用（約款第8条）、支給材料及び貸与品（約款第15条）、設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（約款第17条）、工事の中止（約款第20条）、受注者の請求による工期の延長（約款第21条）、発注の請求による工期の短縮等（約款第22条）、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更（約款第25条）、臨機の措置（約款第26条）などにおいて設計変更する

場合があることを規定している。

(4) 契約変更

契約変更とは、約款第23条及び第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。

(5) 書面

書面とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。

(6) 承諾

承諾とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいう。

(7) 指示

指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。

(8) 協議

協議とは、協議事項について、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

3 設計変更ができる場合等

設計変更ができる場合は、次に定めるとおりとし、所定の手続きを行うことにより設計変更等ができるものとする。

【約款第18条第1項】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書が一致しない場合

【約款第18条第1項第1号】

仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(具体例)

- ・ 仕様書と図面の寸法、数量等の記載が一致していない場合
- ・ 天伏図と詳細図の寸法が一致していない場合
- ・ 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致しない場合等

☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行う。（約款第18条第4項第1号）

注）本市の設計図書には優先順位が定められているが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、設計図書の不一致が発見されたときは、必ず、着手の前に監督員に確認すること。

（2）設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

【約款第18条第1項第2号】

設計図書に誤謬又は脱漏があること。

（具体例）

- ・ 施工条件である土質について、条件明示がされていない場合
- ・ 施工条件である地下水位について、条件明示がされていない場合
- ・ 使用する材料について、仕様が明示されていない場合
- ・ 図面に記載された寸法が間違っている場合
- ・ 工事施工上必要な材料名について、図面ごと一致しない場合
- ・ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行う。（約款第18条第4項第1号）

（3）設計図書の表示が明確でない場合

【約款第18条第1項第3号】

設計図書の表示が明確でないこと。

（具体例）

- ・ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明な場合
- ・ 水替工の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- ・ 図面の記載内容が読み取れない場合

☆ この場合の設計図書の訂正は、発注者が行う。（約款第18条第4項第1号）

（4）設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

【約款第18条第1項第4号】

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

（具体例）

- ・ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ・ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- ・ 施工中に設計図書に明示されていないアスベスト含有建材等を発見し、調査及び撤

去が必要となった場合

- ・ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

☆ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりである。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行う。
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

(約款第18条第4項第2号、第3号)

(5) 予想することのできない特別な状態が生じた場合

【約款第18条第1項第5号】

設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じたこと。

(具体例)

- ・ 配管敷設のために掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要になった場合
- ・ 基礎工事のために掘削したところ、埋蔵文化財が発見され調査が必要になった場合

☆ この場合の設計図書の変更は、以下のとおりである。

- ① 工事目的物の変更を伴う場合は、発注者が行う。
- ② 工事目的物の変更を伴わない場合は、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

(約款第18条第4項第2号、第3号)

(6) 発注者が、必要があると認め設計図書を変更した場合

【約款第19条】

発注者は、(中略) 必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。(以下、略)

(具体例)

- ・ 周辺住民との協議により、保安上、照明設備を追加する場合
- ・ 施設管理者との協議により、居住性の点から、間仕切りの変更が必要となった場合
- ・ 関連工事と調整した結果、安全上、仕様を変更する場合

☆ この場合の設計図書の変更は、発注者が行う。(約款第19条)

(7) 受注者の責によらない事由による工事の一時中止の場合

(別紙 工事一時中止ガイドライン参照)

【約款第20条】

(略) 受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 (略) 発注者は、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 受注者が、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の中止に伴う増加費用を必要とした時は、発注者がその費用を負担しなければならない。

(具体例)

- ・ 地中障害物や埋蔵文化財が発見され、工事再開に向けた調査や検討が必要になった場合
- ・ 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- ・ 工事の着手後、受注者の責によらない周辺環境問題等が発生した場合
- ・ 受注者の責によらない事由により、第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- ・ 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合

☆ 受注者は、約款第20条に関わらず約款第21条（受注者の請求による工期の延長）にもとづく工期の延長を請求することができるものとする。

【設計変更の協議にあたって】

受注者側から設計変更の協議を行う場合は、確認の請求内容について、発注者が安全性、品質、機能性、施工性及び経済性等を検討する必要がある。

よって、受注者が監督員に確認又は工期の延長を請求する際には、協議書に図面、計算書、その他根拠等必要な資料を添付すること。また、発注者が調査の実施をするにあたり、更に詳細な説明又は資料等の提出を求めた際には、対応すること。

4 設計変更ができない場合等

次に定める場合は、設計変更ができないので注意が必要である。

ただし、約款第26条（臨機の措置）における対応は、この限りではない。

(1) 受注者が独自に判断して施工した場合

- ・ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず受注者が独自に判

断して施工した場合は、設計変更の対象としない。

- ・ 受注者が設計図書に条件明示のない事項を発見した場合は、約款第18条第1項に定められたとおり、監督員に書面をもって確認を請求することが必要である。

(2) 発注者からの回答の前に施工した場合

- ・ 発注者に対し協議を行っているが、発注者からの回答の前に施工した場合は、設計変更の対象としない。
- ・ 協議の回答は、約款第18条第3項に定められたとおり、発注者から受注者へ、調査の終了後14日以内に書面をもって回答（通知）することになっている。
- ・ ただし、協議の内容によっては各種検討や関係機関との調整が必要など、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長することがある。
- ・ 受注者は、約款第18条第1項に該当する事実を発見次第、速やかに監督員に確認を請求することが重要である。

(3) 受注者の都合による施工方法等の変更

- ・ 受注者が設計図書に明示された材料、規格、仕様等の基準以上の施工を提案し、監督員の承諾等で施工した場合は設計変更の対象にしない。（設計変更対象となる旨を明記していない指示又は承諾の場合）
- ・ 設計図書と工事現場の不一致や条件明示のない事項等の場合は、約款第18条による協議をする必要がある。
- ・ 安易に承諾での施工は行わないことが重要である。

(4) 所定の手続きを経していない場合

- ・ 約款第18条から第24条、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10 に定められた手続きを行っていない場合は、設計変更及び契約変更の対象としない。

(5) 正式な書面によらない場合

（口頭のみでの指示や了解により施工した場合）

- ・ 書面による指示または協議の回答がなく、口頭のみでの指示・了解により施工した場合は、設計変更の対象としない。
- ・ 受注者は、発注者からの書面による指示又は協議の回答を得るまでは施工しないことが必要である。
- ・ そのため、発注者は速やかに書面による指示または協議を行う必要がある。

(6) 総合評価落札方式における技術提案等の場合

- ・ 総合評価落札方式における技術提案等は、落札者を決定する要件のひとつとするこ

とから、原則として設計変更の対象としない。

ただし、受注者の責によらず、技術提案等が履行できない場合は、設計変更の対象となる場合がある。

5 設計変更を適正に行うための留意点

設計変更を適正に行うため、次の点に留意することが必要である。

【発注者】

- ・工事の設計時に、現地調査を行う。
- ・工事の発注段階で、施工条件の明示を徹底する。
- ・発注者は、約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行う。（受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会い無く調査を行うことができる。）
- ・発注者は約款第18条第2項に基づく調査を行った場合、同条第3項によりその結果を取りまとめ、調査の終了後14日以内に受注者に通知する。
- ・発注者は関係部署との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- ・当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の協議にあたる。
- ・当該工事における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。）
- ・変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き別途の契約とするものとする。
- ・設計変更に伴う契約変更の手続きは、予算執行変更伺によりその必要が生じた都度行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴う契約変更は、工事完了のときまでに行うことができるものとする。
- ・一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際に、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

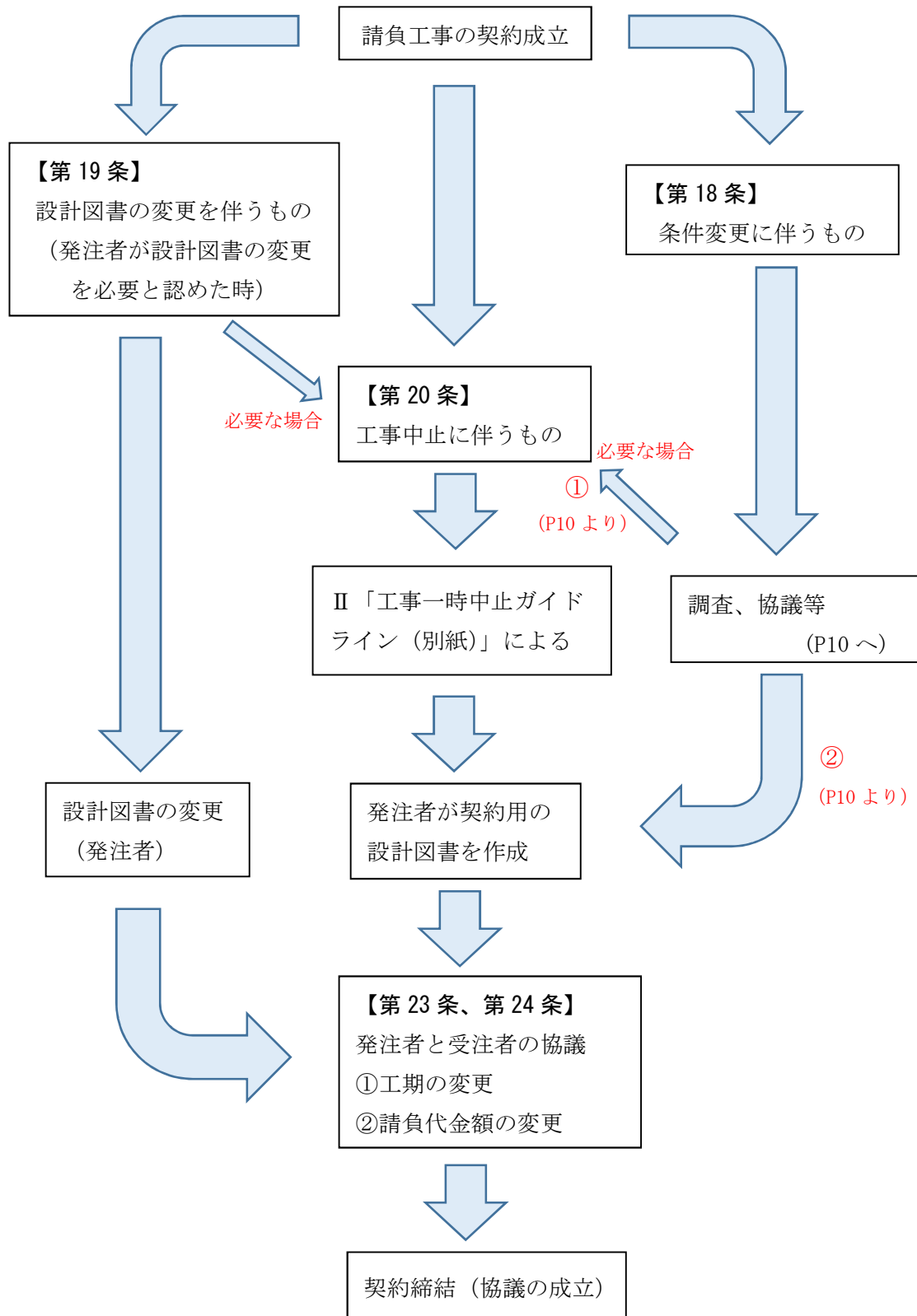
【受注者】

- ・受注者は、約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。
- ・受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。そのため、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- ・受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

6 設計変更手続き

※【 】は約款の条項を示す

(1) 設計変更の手続きフロー（全体）

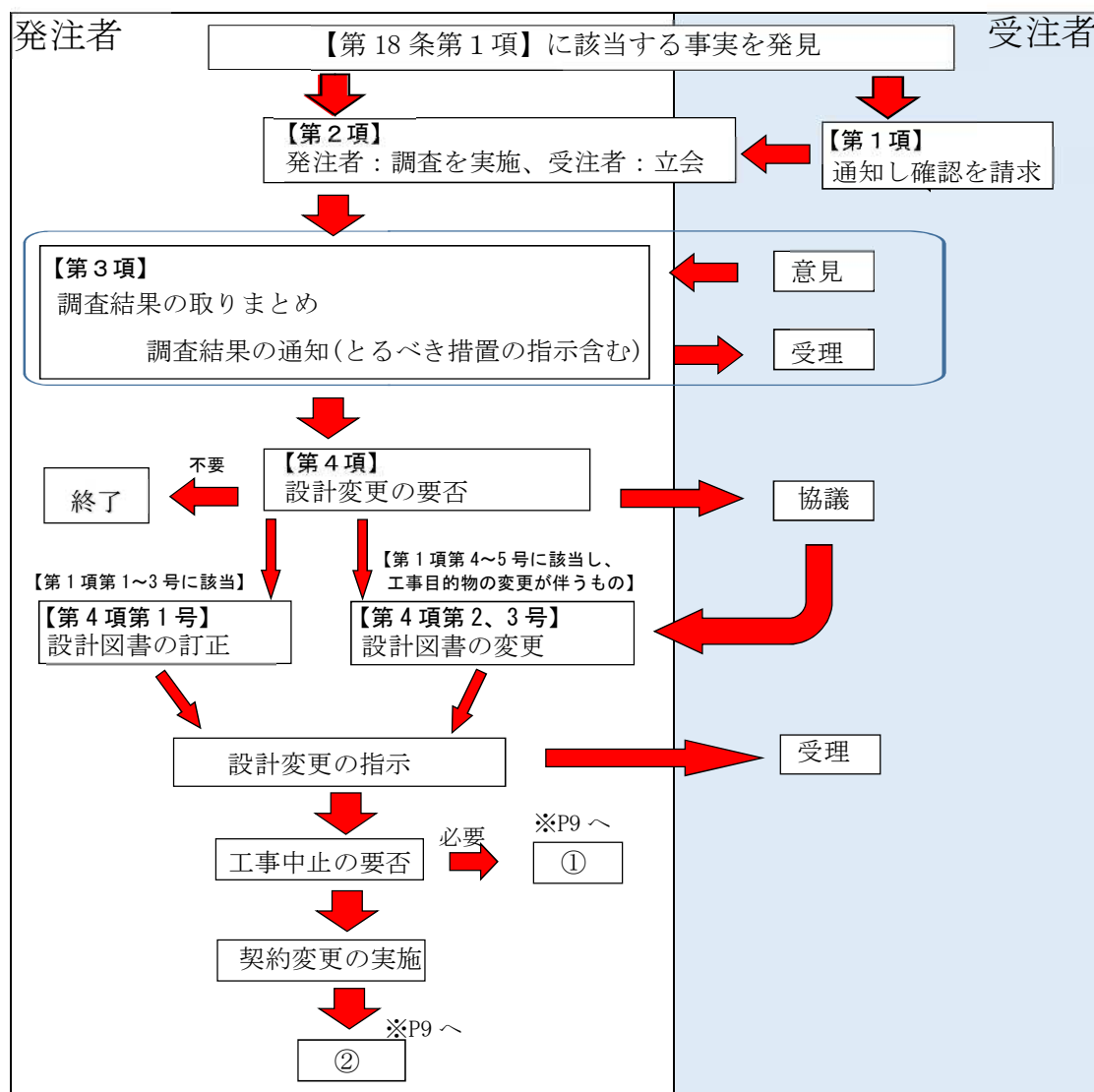


(2) 設計変更の手続きフロー（約款第18条関係）

約款第18条第1項に該当する事実を発見した場合は、以下の手続きによる。

【約款第18条第1項に定める事項】

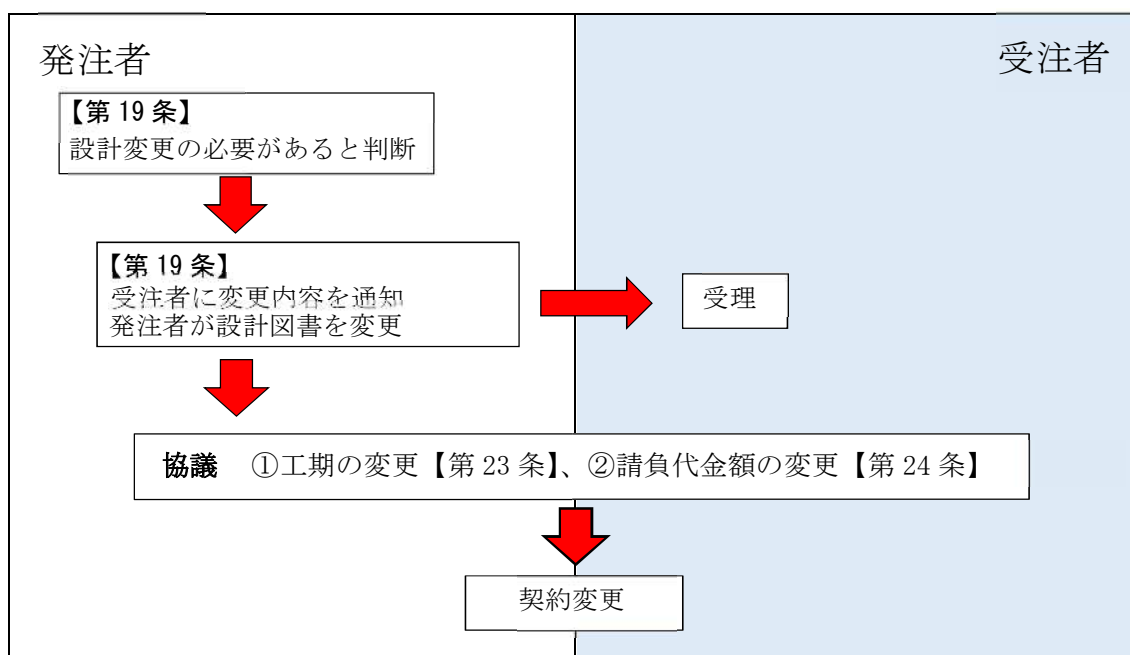
- (1) 仕様書、図面、設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



約款第19条に該当する設計図書の変更の場合は、以下の手続きによる。

【約款第19条に定める事項】

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



7 関連事項

(1) 指定と任意について

【約款第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

① 任意の仮設、施工方法等

発注者から示された設計図書に明示された施工条件の下で、工事目的物を完成させるために、受注者の責任において自主的に仮設、施工方法等を選択するものであり、原則として設計変更の対象としない。

ただし、任意の仮設、施工方法等で施工した場合でも、設計図書に明示された施工条件と実際の現場の条件が一致しない場合で、所定の手続きを行った場合は、設計変更の対象とする。

② 指定された仮設、施工方法等

発注者は、工事の施工にあたり仮設、施工方法等を指定する必要がある場合、設計図書に仮設、施工方法等の構造、規格及び施工条件等を明示する。

指定された仮設、施工方法等は、所定の手続きを行うことで、設計変更の対象とする。

指定と任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定 (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的な指定なし (参考図として示すことはある)
施工方法等の変更	発注者の設計変更に係る指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書、施工図等の提出、修正等は必要)
施工方法等の変更がある場合の設計変更	対象	対象外
施工条件と現場条件が一致しない場合の設計変更	対象	対象

(2) 入札前又は契約後の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階または契約後の早

い段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

① 入札前には

設計図書等に対する質疑がある場合は、公告又は指名通知書で指定する期間に、電子入札システムにより行うこと。（富士市電子入札心得 第2条）

② 契約後には

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。（標準仕様書 1章 一般共通事項1.1.8 疑義に対する協議等）

（3）設計図書の訂正又は変更について

約款では、設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしている。

【約款第18条第4項】

前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- ① 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの…発注者が行う
- ② 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの…発注者が行う
- ③ 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの…発注者と受注者とが協議して発注者が行う

（4）工事監理業務委託について

工事監理業務委託は、約款第9条第2項に定める監督員の権限を委託したものではないが、監督員の監督業務全般の補助を委託しているものである。

このため、発注者から配置が通知された工事監理業務受注者の主任技術者等（以下、「主任技術者等」という。）は、約款第18条第2項の調査を監督員の補助的業務として実施することができる。

主任技術者等が約款第18条第2項の調査を行った場合は、監督員が主任技術者等の調査内容を精査し、調査結果をとりまとめることになる。

また、主任技術者等は約款第18条第1項に基づく監督員への確認の請求のうち、契約額の変更を伴わないものについての指示・承諾・協議書に対する受理ができることになる。

8 Q&A

(1) ガイドライン全般について

Q 1 設計変更された内容の契約変更手続きは、いつ頃行うのが適正か。現場条件等の変更があり、発注者が施工条件の変更の必要性を認めた場合でも、契約変更手続きは工期末に一括して行われるケースが多くあることから、その都度、契約変更手続きを実施できないのか。

A 1 設計変更に伴う契約変更手続きは、原則として、その必要が生じた都度実施することとなる。ただし、建築・建築設備工事においては軽微な設計変更も多くあり、それらに伴う契約変更手続きについては工期末に一括して行うことも可能である。

Q 2 施工条件を明示する目的を教えてください。

A 2 工事の目的物を完成するに当たり、当該工事の制約となる施工条件を設計図書に明示することによって、工事を円滑に実施することを目的としている。

施工条件は、契約条件になるものであることから、設計図書の中で明示するもとされている。明示された施工条件に変更が生じた場合は、工事請負契約書の関連する条項に基づき、適切に対応する必要がある。また、明示されていない施工条件や明示事項が不明確な施工条件についても、同様となる。

Q 3 設計図書に明示すべき施工条件にはどのようなものがあるのか。

A 3 施工条件は、工事を円滑に施工するにあたって、制約を受ける事項について明示するものである。明示項目及び明示事項はP18を参照すること。

Q 4 施工条件を明示するにあたり、発注者が注意すべき事項はあるか。

A 4 施工条件は、施工計画をたてるにあたり、工期や工事費に大きく影響するため、設計段階で判明している現場条件等については、「施工条件」として受注者に適切に明示する必要がある。

敷地や施設の状況などを「施工条件」に的確に反映するためには、事前の調査を十分に行う必要がある。

Q 5 改修工事の場合、工程に関して、発注者が施工条件明示として記載すべき事項はあるか。

A 5 改修工事においては、建物を使用しながら工事を実施するなどの多様な制約を踏まえ、工程に関する施工条件を設定すること、工程に影響を及ぼす施工手順を明示することが求められる。

①特定の条件が付された当該工事の工程に影響を及ぼすと考えられる場合

→（記載例）作業可能日・時間、施工手順等を示す。

②工事を安全かつ効率的に進めるために、複数の作業範囲に分割する場合

→（記載例）作業の着手順序、作業工程、資機材の搬入経路等を示す。

（２）「指定」と「任意」の考え方（仮設）

Q 6 任意仮設の設計変更の考え方について教えてほしい。

A 6 設計変更は、約款第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。任意仮設は、約款第1条第3項により、受注者がその責任において定めるものとされているため、設計変更の対象とならない。

一方、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となり、これに伴う任意仮設の変更は、請負代金額の変更の対象となる。

Q 7 設計変更ガイドラインの「指定」と「任意」の考え方で、参考図書で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は、何に基づいて「協議」の対象となるのか。

A 7 「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」の協議は、約款第18条第4項第3号に基づき、受発注者間で行われる。

Q 8 重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、当初契約時の設計図書に無い敷鉄板等の仮設物が必要となった。発注者がその必要性を認めた場合、設計変更の対象となるか。

A 8 仮設物の施工方法は任意であるため、原則として設計変更の対象とならない。

ただし、工事契約後の現地調査等の結果により地盤強度が足りないことが判明した場合は、約款第18条第1項第4号に該当するものと考えられるため、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する事も可能である。

Q 9 施工条件の変化により、タワークレーンの仕様とともに、取付・解体用の補助クレーンにも変更が必要となる場合、取付・解体用の補助クレーンについても設計変更の対象となるか。

A 9 施工方法は任意であるため、タワークレーン本体及び取付・解体用の補助クレーンについては原則として設計変更の対象とならない。

ただし、発注者の想定する施工方法が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合など、当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更することが考えられる。その場合は、タワークレーン及びこれと連携して使用する取

付・解体用の補助クレーンとは一体で機能するものであることから、タワークレーン本体の仕様等が変更となる場合には、取付・解体用の補助クレーンも含めて請負代金額の変更を行うこととなる。

(3) 個別事例

Q10 工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）なことが判明し、材料規格を変更する場合、設計変更の対象となるか。

A10 受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、約款第18条第1項第2号に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となる。

なお、発注者は使用材料を変更することによる建築物への設計上の妥当性及び経済性等の検討を行う必要がある。

Q11 工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となるか。

A11 受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられる。よって約款第18条第1項の条件変更等には該当しないので、原則として設計変更の対象とならない。

ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されない事象により材料等を変更せざるを得ない場合は、設計変更の対象となる事も考えられる。

Q12 工事範囲の一部が一時中止期間中となった場合、建設機械のリース代等の費用についてはどうなるか。

A12 受注者の責によらない「地中障害物」により工事の一部を一時中止した場合に必要な建設機械のリース代等の費用は、約款第20条3項により中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために必要となる費用等に該当すると考えられる。発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合は、必要があると認められるときは契約変更を行うこととなる。

(4) その他

Q13 総合評価落札方式により受注した工事における技術提案についても、設計変更できるか。

A13 総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式である。契約の前提として示され、評価された技術提案は、受注者の責任において原則として履行されなければならない。このよ

うな前提から、技術提案の内容の如何にかかわらず提案内容を反映させるための設計変更はできない。

ただし、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は、適切に設計変更に係る手続きを行うものとする。

Q14 関連工事の調整等で工期内に工事を完成することができない場合、工期延長の請求はできるか。

A14 約款第21条のとおり受注者の責めに帰すことができない場合は請求できる。受注者から工期延長請求書を提出すること。

Ⅲ 参考資料

【施工条件明示について】

施工条件は契約条件となることから、設計図書の中で明示するものとする。

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等 7. 指定部分がある場合は、指定部分の規模（範囲）及び工期
用地関係	1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

工事用道路 関係	1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用及及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物 関係	1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障物 件等	1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関 係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等

	4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期
--	---

建築・設備工事請負契約における 工事一時中止ガイドライン

令和4年
富士市

目 次

工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドラインの運用	1
2 工事の一時中止の手続き	2
3 発注者の中止指示義務	3
4 基本計画書の作成	5
5 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	7
6 増加費用の考え方	7
7 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い	10
(参考様式)	11

工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドラインの運用

(1) 工事の現状及び課題

一部の建築工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要となる。

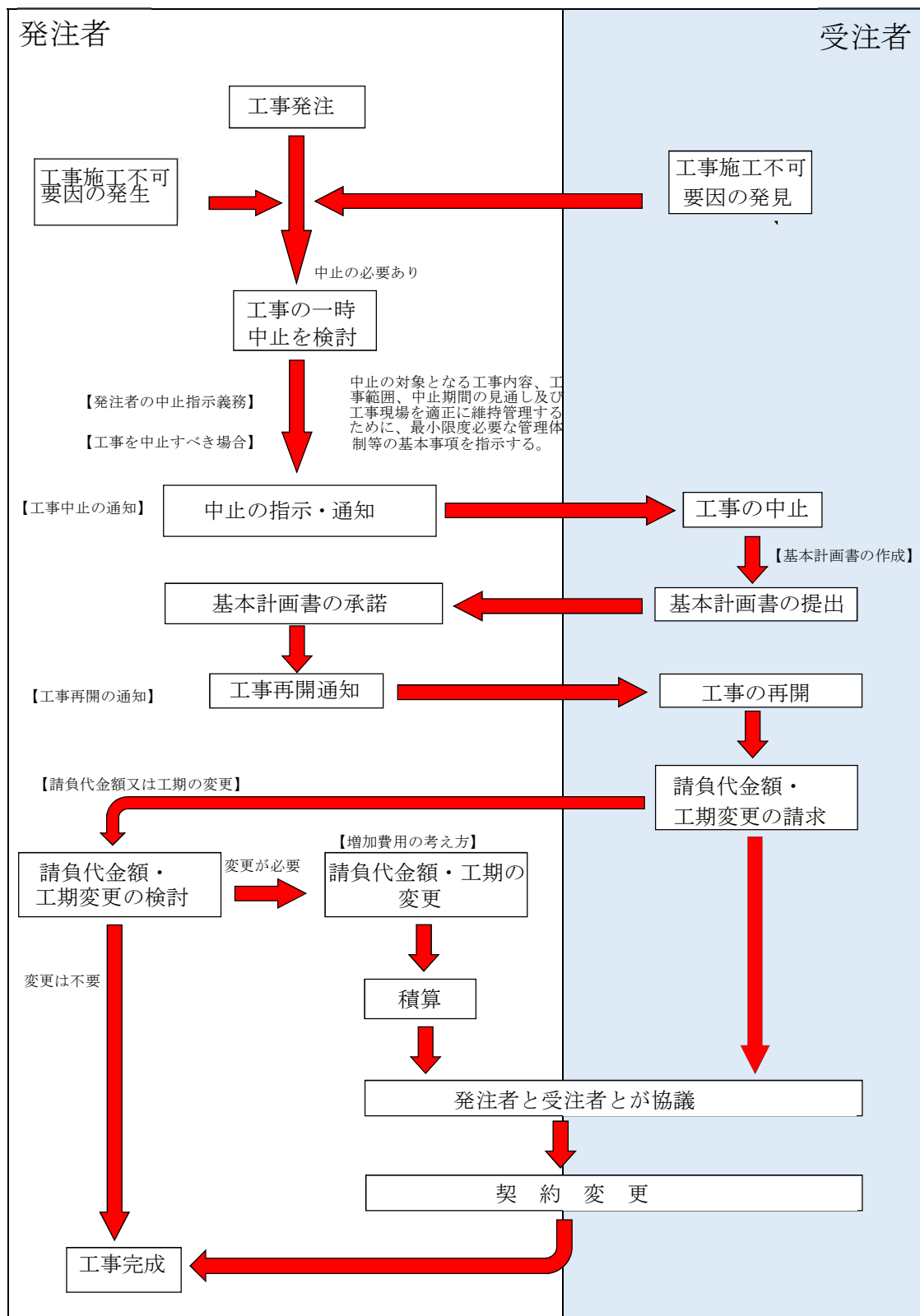
(2) 工事一時中止のガイドラインの策定

発注者は、約款第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより、工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工できなくなった工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

(3) 適用

本ガイドラインは、富士市が発注する建設工事のうち、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共住宅建設工事共通仕様書」及び「公共住宅改修工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事に適用するものとする。

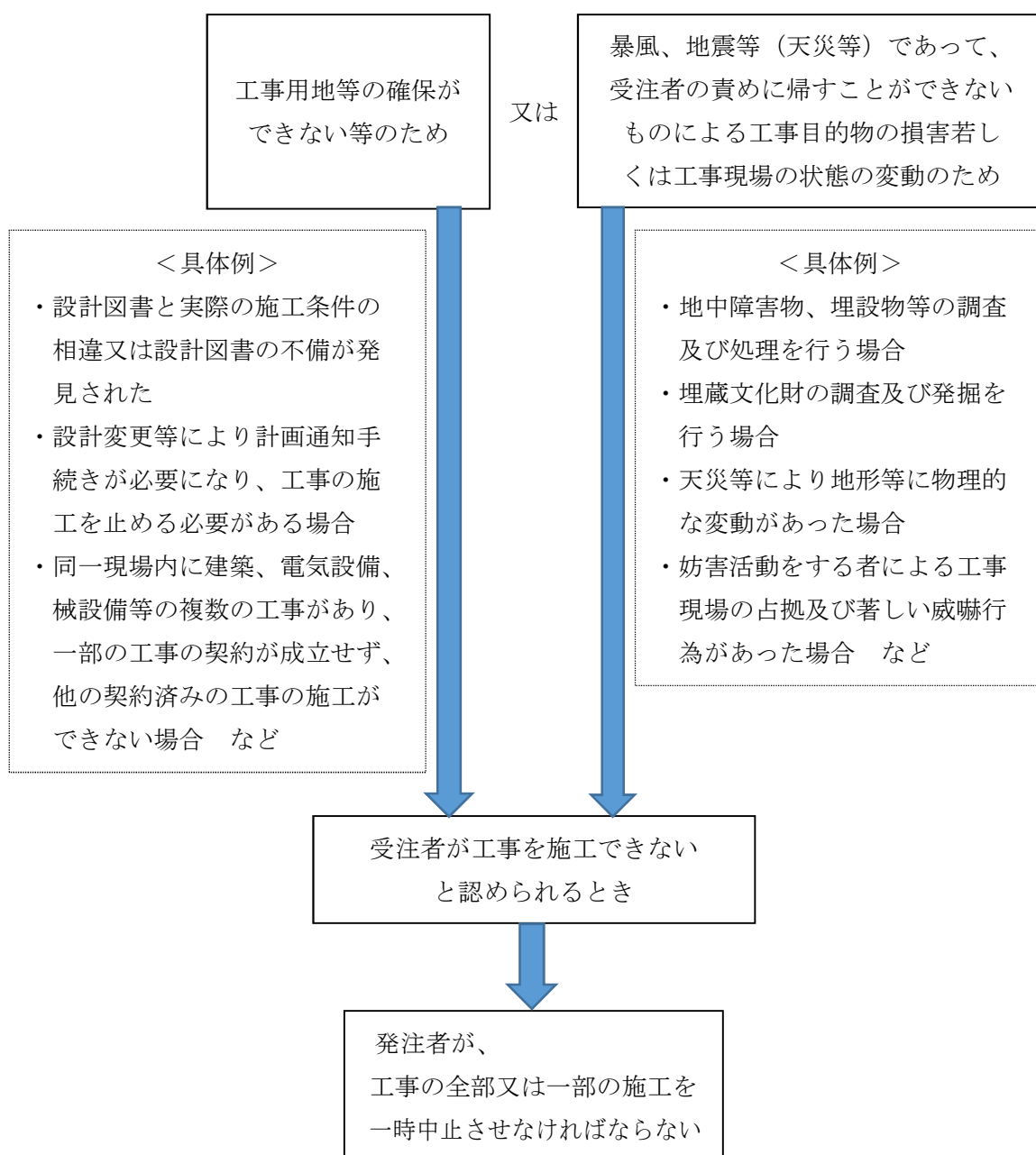
2 工事の一時中止の手続き



3 発注者の中止指示義務

【約款第 20 条第 1 項】

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。



【約款第20条第1項の解説】

発注者が工事を中止させなければならない、とあるのは、発注者が中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期及び請負代金額の変更は行われず、受注者が負担を負うことになるためである。



約款第16条に規定する発注者の工事用地等確保の義務、同第18条に規定する施工条件の変化等における手続きと関連するため、工事の中止については、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営される必要がある。

注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては、次のとおりとする。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間とする。
- ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル ニー二(4)より】

※大幅な工期延期とは、約款第47条第2号を準拠して、「延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える」場合を目安とする。

【約款第20条第2項】

前項に規定するもののほか、発注者は、必要があると認められるときは、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- ・ 発注者は「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる。
- ・ 「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止機関については、発注者の判断となる。
- ・ 発注者が工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られる。

【約款第 20 条第 3 項】

発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

【約款第 20 条第 3 項の解説】

約款第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定により、発注者が工事の中止を指示した場合において、受注者が工事の続行に備えて工事現場を維持した場合等は、工期及び請負代金額を適正に確保する必要がある。

- ・ 受注者は、中止期間が満了したときは工事を再開することになるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多いと思われる。このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するのか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ・ 発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ・ これらのことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になった時までとなる。

★発注者は、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等に関する「基本計画書」の作成を受注者に指示することになる。

【公共建築工事標準仕様書 1.1.10】

（「基本計画書」という名称の根拠：土木工事共通仕様書 1-1-13）

4 基本計画書の作成

（1）基本計画書の作成指示

- ・ 工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する基本計画書の作成を指示する。

※受注者は、工事期間中の工事現場の管理を「善良な管理者の注意」をもって

行わなければならない。（「善良な管理者の注意」とは、職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のことをいう。）

※受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※実際に工事着手前の事前調査や施工計画書作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。

（２）基本計画書の記載内容

- ・中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び機械器具等の確認に関すること
- ・中止に伴う受注者側の工事現場の体制縮小と再開に関すること
- ・工事現場の維持・管理に関する基本的事項

※工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「現場説明書」又は「特記仕様書」に明記する。

工事の一時中止に係る事項

（１）約款第20条の規定により工事を一時中断する場合は、中止期間における工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、以下の事項を記載すること。ただし、一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、内容を省略することができる。

ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。

イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項。

ウ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、この旨を明記すること。

（２）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

5 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

【約款第20条第3項】

発注者は、（略）工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、（略）一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

- ★ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。
- ★ 中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、工期及び請負代金額の変更を行う。

（１）工期の変更

- ・ 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間とする。
- ・ 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ・ 後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

（２）請負代金額の変更

- ・ 一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

（３）増加費用の負担

- ・ 「暴風雨の場合など契約の基礎条件の事業変更」により生じた増加費用や、「発注者に過失がある場合」又は「事情変更」により生じた損害については発注者が負担する。
- ※ 増加費用と損害は区別しないものとする。

6 増加費用の考え方

（１）本工事施工中に中止した場合

ア 増加費用の範囲

- ・ 増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。
- ・ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制

の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用であり、受注者の本支店における必要な費用とする。

(ア) 工事現場の維持に要する費用

- ・中止期間中に工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

(イ) 工事体制の縮小に要する費用

- ・中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

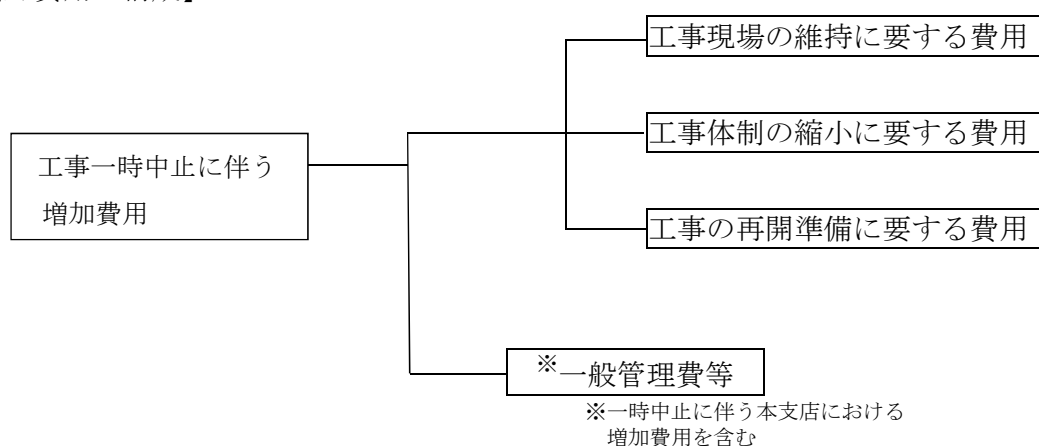
(ウ) 工事の再開準備に要する費用

- ・工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

イ 増加費用の算定

- ・増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行う。
- ・増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費用の内容について積算する。

【増加費用の構成】



ウ 増加費用の積算

- ・増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る**工事の施工着手後を対象^{注)}**に受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い算定する。
- ・見積りを求める場合、中止期間全体に係る見積り（例えば中止期間が4ヶ

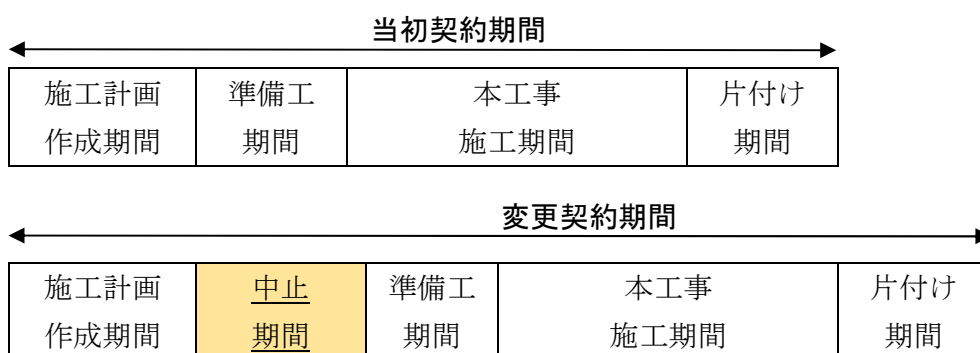
月の場合、4ヶ月分の見積り）とする。

注）増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則として対象とし、施工着手前の費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分調整を行うこと。



（２）契約後準備着手前に中止した場合

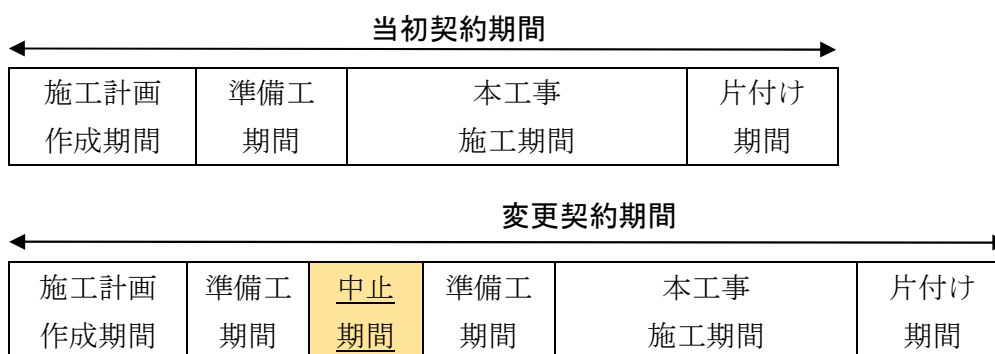
- ・ 契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態では測量等の準備に着手するまでの期間をいう。
- ・ 発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
- ・ 一時中止に伴う増加費用は計上しない。



（３）準備期間に中止した場合

- ・ 準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ・ 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場

合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



【増加費用について】

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の作業手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する。（積算は受注者から見積りを求めて行う。）

7 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い

（１）増加費用の内訳書における取扱い

- ・増加分の費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別計上とする。

（２）増加費用の事務処理上の取扱い

- ・増加分の費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ・増加分費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行う。

参考資料

(参考様式)

様式 1

年 月 日

(受注者) 様

(発注者)

請負工事の一時中止について

工事名：

工期： 年 月 日から 年 月 日

年 月 日付けで契約した標記工事は下記により工事を中止するよう、富士市建設工事請負契約約款第20条第 項の規定により通知する。

記

1 一時中止を必要とする理由

2 一時中止の内容

(1) 中止する工事の工種等

(2) 中止する工事区域

(3) 一時中止の期間

(4) 管理体制等の基本的事項

中止期間中における工事現場の維持管理を別紙1により行うこと

(5) 基本計画書の提出

中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式2により提出し承諾を得ること

(参考様式)

別紙 1

一時中止期間中における工事現場の
維持、管理等の基本的事項

(維持、管理等について、詳細に記述する。)

(参考様式)

様式 2

年 月 日

(あて先) 富士市長

(受注者)

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する
基本計画書について

工事名：

年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事に
ついて、別紙のとおり基本計画書を提出する。

(参考様式)

別紙

基本計画書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること
- 4 中止した工事現場の管理責任に関すること

(参考様式)

様式3

年 月 日

(受注者) 様

(発注者)

一時中止中の請負工事の再開について

工事名：

中止工期： 年 月 日から 年 月 日

年 月 日付け通知の標記工事は、 年 月 日より
再開するよう通知する。

建築・設備工事関係書類

No.	様式	書 類 名	書類作成者		作成 部数 ()は 受注者 返却 部数	受注者作成書類			提 出 根 拠 等	備 考	富士市建設 工事執行規 則
						提出		提示			
			発注者	受注者		監督員	契約担当	受注者 保管			
A 契約する時に作成する書類											
1	○	建設リサイクル法関係書式		○	1		○		建設リサイクル法第12条、13条	建設リサイクル法対象工事の場合 は、提出する	
2	○	契約書		○	2(1)		○				第11条
3	○	監督員通知書	○		1				富士市建設工事請負契約約款第9条	監督員を変更した場合にも通知す る	第20条
4											
5	○	工程表		○	2(1)	○			富士市建設工事請負契約約款第3条		第19条
6		請負代金内訳書		○	1	○			富士市建設工事請負契約約款第3条		
7	○	主任技術者等通知書		○	2(1)		○		富士市建設工事請負契約約款第10条		第21条
8		主任技術者等の経歴書		○	2(1)		○			経歴年数が必要な場合、主任技術 者等通知書に添付	
9	○	専任の主任技術者兼任届出書					○			専任の主任技術者を兼任とする場 合は、提出する	
10	○	監理技術者兼任届出書					○			・監理技術者を兼任とする場合は、 提出する ・監理技術者補佐を専任で配置する こと	
11	○	現場代理人の兼任届出書					○			他の工事現場の現場代理人と兼任 しようとする場合は、提出する	
12	○	建設業退職金共済証紙購入状況報 告書		○	1		○			請負契約締結後30日以内に提出	
13	○	建設業退職金共済制度に係る掛金 収納書未提出の理由書		○	1		○			共済証紙の購入が必要ない場合	
14		火災保険その他損害保険加入届出 書		○	1	○				証券の提示又はこれに代わるもの を監督員に提示することで省略で きる	第55条
15		工事実績情報システム(CORINS)の 登録内容確認書(受注時)		○	1	○			現場説明書	・請負契約締結後10日以内 ・JACICからの自動メール送信にて 登録内容確認・登録完了報告きを 行う場合は、受注者からの提出は 不要	
16		工事実績情報システム(CORINS)の 登録内容確認書(工期変更時)		○	1	○			現場説明書	・変更があった日から10日以内 ・JACICからの自動メール送信にて 登録内容確認・登録完了報告きを 行う場合は、受注者からの提出は 不要	
B 工事着手前に作成する書類											
16		建設リサイクル法に基づく通知書	○		1				建設リサイクル法第11条	建設リサイクル法対象工事の場合 は、通知する	
17		建設リサイクル法に基づく告知書 (写し)		○	1	○				建設リサイクル法対象工事の場合 は、通知する	
18		実施工程表		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備 1.2.1)	総合施工計画書への添付で可	
19		施工体制台帳の写し		○	1	○			標準仕様書(建築1.1.5、電気設備1.1.5、機械設備 1.1.5)	写しを提出する	
20		施工体系図の写し		○	1	○			標準仕様書(建築1.1.5、電気設備1.1.5、機械設備 1.1.5)	写しを提出する	
21		実地確認の記録		○	1			○	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第10 条	様式は任意だが、県廃棄物リサイ クル課のH.PIに公表しているチェッ クシート例を参考に作成する	
22		総合施工計画書 工種別施工計画書		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.2.2、電気設備1.2.2、機械設備 1.2.2)	工種別の施工計画書は、各工種の 工事量が少量の場合は、複数の工 種をまとめて作成し提出できる 産業廃棄物処理に関する計画につ いては、産業廃棄物処理委託契約 書(産業廃棄物処分業許可証、産 業廃棄物収集運搬業許可証)を監督 員に提示することで写しの添付は 不要	
23		使用材料(機材)報告書		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.4.2、電気設備1.4.2、機械設備 1.4.2)	設計図書においてJIS又はJASによ ると指定された材料で、当該工事 現場にて撮影した材料規格(JIS、 JAS等)が証明できる写真を用意す る場合は省略(ただし、木材合法 性、持続可能性の証明資料は除く)	
24		施工管理技術者通知書		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.3.2)	施工管理技術者の資格及び能力を 証明する資料を施工計画書に記載 及び添付することで省略できる	
25		電気保安技術者通知書		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.3.3、電気設備1.3.2、機械設備 1.3.2)	電気保安責任者通知書として必要 な資格を証明する資料を施工計画 書に記載及び添付することで省略 できる	
26		工事用電力設備の保安責任者通知 書		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.3.4)	工事用電力保安責任者通知書とし て必要な資格を証明する資料を施 工計画書に記載及び添付すること で省略できる	
27		技能									

No.	様式	書 類 名	書類作成者		作成 部数 ()は 受注者 返却 部数	受注者作成書類			提 出 根 拠 等	備 考	富士市建設 工事執行規則
						提出		提示			
			発注者	受注者		監督員	契約担当	受注者 保管			
29		施工図		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.2.3、電気設備1.2.3、機械設備1.2.3)		
30		機器承諾図		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.4.2、電気設備1.4.2、機械設備1.4.2)		
31		同等品使用願		○	2(1)	○			特記仕様書	同等品を使用する場合は、提出する	
32		木材・木製品の合法性、持続可能性を証明する資料		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.4.2)	製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、提出する	
C 工事施工中に作成する書類											
33		交通誘導警備員勤務実績報告書		○	2(1)	○			特記仕様書	検査時には、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票等)を提示する	
34	○	段階確認・立会願		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.5.6、電気設備1.5.5、機械設備1.5.7)	監督員による立会いが必要な場合は、提出する	
35		自主検査記録(任意様式)		○	2(1)	○			特記仕様書	すべての材料について提出する	
36	○	材料検査簿		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.4.5、電気設備1.4.5、機械設備1.4.5)		第23条
37		発生材報告書		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.3.11、電気設備1.3.9、機械設備1.3.9)	特記により引渡しを要するものと指定されたもの、現場において再資源化を図ると指定されたものについて提出する	
38		部分使用承諾願	○		1				富士市建設工事請負契約約款第33条	発注者が引渡し前において、工事目的物の全部又は一部を使用したい場合は、提出する	
39		週間工程表		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備1.2.1) 標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)	監督員の指示を受けた場合は、提出する	
40		月間工程表		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備1.2.1) 標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)	監督員の指示を受けた場合は、提出する	
41		施工報告書		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)	・週間工程表又は月間工程表を作成し、表中に施工報告に係る記載をする場合は、不要 ・廃棄物処理完了の報告時期は、すべて構外に搬出した時点とし、排出事業者として適切に搬出したことを報告する ・電子マニフェストによる「一覧表(WNETから印刷)」や、紙マニフェストによる「産業廃棄物管理票」は、監督に提示できる状態にしておけば良く、提出は不要	
42		各種試験成績書		○	1	○			標準仕様書(建築1.5.6、電気設備1.5.4、機械設備1.5.5)	各種試験に関する資料も添付する	
43	○	工事工程月報		○	2(1)	○			富士市建設工事請負契約約款第3条		第19条
44	○	指示・承諾・協議・提出・報告書(工事打合せ簿)	○	○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.1.8、電気設備1.1.8、機械設備1.1.8)	設計図書により、監督員の承諾を受けるもの、提出や報告が必要な書類は、この様式を添付し提出する	
45	○	工事記録簿		○	1	○			富士市建設工事請負契約約款第11条		第21条の2
46	○	休日又は夜間作業届		○	2(1)	○			標準仕様書(建築1.3.5、電気設備1.3.3、機械設備1.3.3)	・簡素化のため、休日作業については、事前に「週間工程表で、受注者の双方が稼働日であることを把握している場合は提出を省略する。」の旨協議を行い、提出は不要とする ・夜間作業については、あらかじめ理由を付して承諾を受ける	
47		工事写真		○	1	○			標準仕様書(建築1.2.4、電気設備1.2.4、機械設備1.2.4)	排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真など、監督員・検査員が現場で確認した内容の写真については提出不要	
48		室内空気中の化学物質の濃度測定結果報告書		○	2(1)	○			特記仕様書	特記仕様書により、濃度測定を実施する場合は、提出する	
49		工事事故速報		○	1	○			工事事故対応マニュアル	事故が発生した場合、直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告(FAX又はメール)する	
50		事故発生報告書【発注者用】	○		2				工事事故対応マニュアル		
51		工事事故報告書【受注者用】		○	1				工事事故対応マニュアル		
52		地震・異常気象時現場点検報告書		○	1	○			特記仕様書	・当該施工現場を対象とする観測エリアにおいて、震度4以上の地震が発生した場合、直ちに現場点検を行い、速やかに報告(FAX又はメール)する。 ・当該施工現場を対象とする観測エリアにおいて、大雨警報、暴風警報及び大雪警報が発令した場合、直ちに現場点検を行い、必要な保全措置	

No.	様式	書 類 名	書類作成者		作成 部数 ()は 受注者 返却 部数	受注者作成書類			提 出 根 拠 等	備 考	富士市建設 工事執行規則
						提出		提示			
			発注者	受注者		監督員	契約担当	受注者 保管			
58		完成写真		○	現説 による	○			現場説明書	現場説明書に定められた方法により提出する	
59		完成図		○	現説 による	○			標準仕様書(建築1.7.1、1.7.2、電気設備1.7.1、1.7.2、機械設備1.7.1、1.7.2)	現場説明書に定められた方法により提出する	
60		保全に関する資料		○	現説 による	○			標準仕様書(建築1.7.3、電気設備1.7.3、機械設備1.7.3)	現場説明書に定められた方法により提出する	
61		工事別共済証紙受払簿		○	1	○			現場説明書	当該工事において、建設業を営む事業主(元請、下請共)が建設業退職金共済制度に加入している場合は、提出する	
62		再資源化等報告書		○	1	○			特記仕様書	・建設リサイクル法対象工事の場合は、提出する。 ・工期内に再資源化処理が完了しない場合は、再処理施設へ搬入済みであることが確認できる書類を添えて提出する。再資源化が完了した時点で報告書を再度提出する	
63		再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書		○	1	○			特記仕様書	建設副産物情報交換システム(COBRIS)に登録して書類を作成する	
64		電子データを記録させたCD-R		○	1	○			電子納品特記仕様書		
65		創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況(説明資料)		○	1	○			富士市建築・設備工事成績評定基準	実施した場合は、提出する	
66		工事監理報告書	○		1				建築士法第20条第3項	建築士(一級建築士、二級建築士及び木造建築士)による工事監理が必要な工事の場合は、作成する	
E 工事検査時に作成する書類											
67	○	工事(完成・中間・材料、部分払・既済部分)検査依頼書	○		1				富士市建設工事検規定第9条		
68		工事検査記録	○		1				富士市建設工事検規定第9条		
69	○	工事成績採点表	○		1				富士市建設工事成績評定規定第8条	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する	
70	○	審査項目別運用表(建築・設備工事)	○		1				富士市建築・設備工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する	
71	○	細目別評定点採点表	○		1				富士市建築・設備工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する	
72	○	「施工プロセス」チェックリスト	○		1				富士市建築・設備工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する	
73	○	出来形確認請求書		○	1				富士市建設工事請負契約約款第37条	部分払いを請求する場合は、提出する	第44条
74	○	出来形歩合調	○		1				富士市建設工事監督規定第7条	部分払いの請求を受けた場合は、作成する	第44条
F 工事検査完了後に作成する書類											
75	○	修補完了届出書		○	1	○			富士市建設工事執行規則第38条	修補指示を受けた場合は、提出する	第38条
76	○	請求書		○	1	○			富士市建設工事請負契約約款第32条		第39条
77											
78											
79											
80											
81											

建築・設備工事写真撮影要領

(適用範囲)

1. この要領は、公共建築工事標準仕様書等に係る工事写真（電子媒体による提出を含む。）の撮影及び整理に適用する。

(工事写真の仕様)

2. 工事写真の仕様は、次による。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。デジタル工事写真の小黑板情報電子化については、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化（電子黑板）仕様書」によるものとする。
 - (1) 工事写真は、原則デジタル写真とする。
 - (2) 色彩は、カラーとする。
 - (3) 有効画素数は、100 万画素程度から 300 万画素程度とする。
 - (4) 大きさは、1,200×900 ピクセル程度から 2,000×1,500 ピクセル程度とする。
 - (5) ファイル形式は、JPEG とする。

(工事写真の撮影)

3. 工事写真の撮影は、次によるものとする。
 - (1) 撮影対象
主な工事写真の撮影対象を、別添撮影対象表に示す。
なお、改修工事において対象部位の撤去等を含む場合は、別添撮影対象表（解体工事編）も参照するものとする。
撮影対象表に記載のない撮影対象は、監督員と協議のうえ決定するものとする。
 - (2) 撮影箇所
撮影箇所は、撮影の目的や工事内容に応じて監督員と協議のうえ決定するものとする。
 - (3) 撮影方法
工事写真撮影に当たっては、原則として、次の項目のうち必要な事項を記載した黑板（白板等）を文字が判読できるよう撮影対象とともに写し込むものとする。
 - ① 工事名
 - ② 工事種目
 - ③ 撮影部位
 - ④ 寸法、規格、表示マーク
 - ⑤ 撮影時期
 - ⑥ 施工状況
 - ⑦ 立会者名、受注者名
 - ⑧ その他

(編集の禁止)

4. 工事写真の編集を行ってはならない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（令和 5 年 3 月 1 日付け、国営整第 14 号）に基づく小黑板情報の電子的記入はこれにあたらぬ。

(工事写真の整理)

5. 工事写真の整理は、次による。

- (1) 工事写真は、別添撮影対象表に示すものを工事種目又は分類毎に整理することとし、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 黒板(白板等)の判読が困難となる場合又は黒板(白板等)を写し込まない場合は、必要事項を添付する。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、撮影位置図、平面図、構造図等の説明図等を添付する。
- (4) (1)から(3)により、アルバムを1部作成する。

(工事写真の提出)

6. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- (1) 工事写真は原則として、アルバムを工事完成時に1部提出する。
- (2) 工事写真の大きさは、L版(サービスサイズ)程度とする。
- (3) アルバムは、監督職員との協議により紙媒体又は電子媒体とする。
- (4) 電子媒体とするときは、「富士市電子納品運用ガイドライン」によるものとする。

※参考「営繕工事写真撮影要領」(国土交通省 国営建技第13号)令和5年3月1日を加工して作成

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（建築工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
一般共通事項	工事現場管理	工事関係表示標識等の掲示状況	着工前・施工中
		養生（既存施設部分、工事目的物の施工済部分）	施工中
	発生材	分別状況（集積状況）	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が分かるもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄場）	廃棄時
	材料	搬入材料の保管状況	施工中
	施工	施工の検査	検査中
	着工前の敷地	敷地の状況	着工前
		近隣建物の状況	着工前
	障害物	障害物の形状寸法等	発見後
		障害物の処理状況	処理後
仮設工事	敷地境界	敷地境界標識、境界線の状況、立会状況	着工前
	縄張り	縄張り状況（検査、全景）	検査中
	ベンチマーク	ベンチマーク検査の状況	検査中
		ベンチマーク養生の状況	検査中
	遣り方	遣方検査の状況	検査中
	指定仮設等	指定仮設の状況、足場等の状況	完了時
土工事	根切り	根切りの寸法、形状等の計測状況	計測時
	根切り底	支持地盤の土質状況、レベル、床付け状況	確認時
	排水	排水設備の状況	施工中
	埋戻し及び盛土	締固めの状況（段階的な埋戻しが分かるもの）	施工中
		全体の状況	施工中
	建設発生土	集積・積込・搬出状況・処理状況（処分先）	施工中
	山留め	材料	搬入時
		山留め設置状況	施工中
		山留め部材の寸法	完了時
		山留め撤去状況	撤去後
工事	既製コンクリート杭地業	材料（杭の表示マーク、セメント）	搬入時
		試験杭の立会い状況（試験掘削立会い状況）	施工中
		杭の心出しの状況	確認時
		施工機械、アースオーガーヘッド	設置時
		アースオーガーの水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		支持地盤の確認（アースオーガー駆動用電動機の電流値、根入れ深さ等）	確認時
		試験堀又は試験杭の掘削土質の確認（柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		貫入量測定状況	測定時
		杭周固定液の調合・計量（セメント、水、比重）	施工中
		杭周固定液の注入状況	施工中
		杭周固定液の試験体の作成状況	試験中
		根固め液の調合・計量（セメント、水、比重）	施工中
		根固め液の注入状況	施工中
		根固め液の試験体の作成状況	試験中
		杭建込み時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		継手の施工状況	施工中
		杭頭の処理状況	施工中
		杭頭補強筋	施工中
		産業廃棄物処理状況	処理時
	鋼杭地業	材料（杭の表示マーク、セメント）	搬入時
		試験杭の立会い状況（試験掘削立会い状況）	施工中
		杭の心出しの状況	確認時
		施工機械、アースオーガーヘッド	設置時
		アースオーガーの水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		支持地盤の確認（アースオーガー駆動用電動機の電流値、根入れ深さ等）	確認時
		試験杭の掘削土質の確認（柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		貫入量測定状況	測定時
		杭周固定液の調合・計量（セメント、水、比重）	施工中
		杭周固定液の注入状況	施工中
		杭周固定液の試験体の作成状況	試験中
		根固め液の調合・計量（セメント、水、比重）	施工中
		根固め液の注入状況	施工中
		根固め液の試験体の作成状況	試験中
		杭建込み時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		継手の施工状況	施工中
		杭頭の処理状況	施工中

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（建築工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
地業工事	鋼杭地業	杭頭補強筋	施工中
		産業廃棄物処理状況	処理時
	場所打ちコンクリート杭地業	材料（鉄筋、セメント）	搬入時
		試験杭の立会い状況（試験掘削時の支持地盤の土質状況）	施工中
		杭の心出しの状況	確認時
		施工機械、掘削機（バケット、ビット、ハンマグラフ等）	設置時
		掘削機の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		支持層の確認（バケット内の土砂と柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		試験杭の支持地盤及び深さの検査状況	検査中
		試験杭の掘削土質の確認（柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合）	確認時
		鉄筋かご、リング、スパーサの形状・寸法	測定時
		鉄筋の組立て状況	施工中
		掘削及び建入れの施工状況（施工機器、ケーシング等）	施工中
		スライム処理の施工状況	施工中
		掘削深度の測定状況	測定時
		鉄筋かご建込み時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		コンクリート試験、品質管理、打設状況（余盛り等）	施工中
		杭頭の処理状況	施工中
		産業廃棄物処理状況	処理時
	砂利地業	締固め前後の施工状況（締固め用具、高さ等）	施工中
	捨てコンクリート地業	形状・寸法（大きさ、深さの確認のできるもの）	確認時
床下防湿層	梁際ののみ込み、重ね合せ寸法	施工中	
杭の載荷試験	荷重確認状況（試験杭、試験）	試験中	
地盤の載荷試験	荷重確認状況（試験地盤、試験）	試験中	
鉄筋工事	材料	鉄筋のラベル、ロールマーク	搬入時
		加工場等での集積保管状況	保管中
		機械式継手、溶接継手	搬入時
	加工・組立て	配筋（補強筋を含む、寸法・本数）の計測状況	計測時
		配筋検査状況	検査中
	養生	配筋の養生状況	施工中
	ガス圧接	圧接端面の状況	施工前
		圧接状況	施工中
		外観試験状況	試験中
		抜取試験状況	試験中
		不良個所の修正状況	完了時
		試験片抜き後の補強状況	施工中
	機械式継手	施工状況	施工中
		不良個所の修正状況	完了時
	溶接継手	施工状況	施工中
溶接部の試験		試験中	
不良個所の修正状況		完了時	
コンクリート工事	材料	塩化物量・スランプ・空気量の試験状況	試験中
		型枠の表示マーク（打放しの場合）	搬入前
	試し練り	試験立会い状況	試験中
	型枠	型枠の組立状況	施工中
		開口部、貫通孔、埋込み金物	施工中
		コーンの穴埋め処置	検査中
		締付け金物の頭処理（ボルト頭除去、錆止め塗り）	処理時
	ルーフドレン・スリーブ等の取付け	取付け（固定）状況	施工中
	打込みの準備	打込み前の清掃状況	打設前
		打込み前の散水状況	施工中
		鉄筋の保護状況	施工中
	輸送管の保持	配管ルート全体の保持状況	施工前
	打込み締固め	打込み・締固め状況（振動機要員数が分るもの）、タンピング状況	施工中
		こて押さえ状況	施工中
	打継ぎ	打継ぎ状況	打設後
	養生	散水その他の養生の状況	施工中
	品質管理	供試体の現場養生の状況	養生中
		強度（調合強度管理試験用：28日）の試験状況	試験中
	打込み後の確認等	豆板、空洞、コールドジョイント、有害なたわみ、ひび割れ等	確認時
コンクリートの出来形状		検査中	
コンクリートの補修	補修材確認状況、補修状況	補修後	

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（建築工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
鉄骨工事	材料	鋼材の表示マーク（工場）	搬入時
		高力ボルトの表示マーク	搬入時
		溶接材の表示マーク（工場、現場）	搬入時
		耐火被覆材の表示マーク	搬入時
	工作一般	製作状況	施工中
		製品検査状況	検査中
	高力ボルト接合	摩擦面の処理、錆の状況	搬入時
		締付け機器の確認状況	確認時
		一次締め及びマーキングの状況	一次締め後
		本締めの状況、マーキングの状況	本締め後
		締付け検査	検査中
	溶接接合	開先の状況	施工中
		開先状況の測定状況	測定時
		溶接材料の保管状況	保管中
		組立て、仮付け溶接の位置	施工中
		仮付け溶接の状況	施工中
		有害物の除去、母材の状況	施工中
		現場溶接の状況	施工中
		超音波探傷試験	試験中
		浸透探傷試験	試験中
		外観試験状況	試験中
	スタッド溶接	スタッドボルト検査状況	検査中
	アンカーボルト	ボルトの形状・寸法	搬入時
		ボルトの保持及び埋込み状況	施工中
		柱底均しモルタルの状況	施工中
	搬入及び建方	現場の仮置き状況	施工中
		建入れの計測状況	計測時
		建入れの検査状況	検査中
		仮ボルトの状況（ボルト、材の密着等）	施工中
	耐火被覆	ロックウールの厚さの検査状況（ピン等）	検査中
		張付け状況	施工中
コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事	材料（コンクリートブロック）	コンクリートブロックの表示マーク	搬入時
	工法（コンクリートブロック）	配筋（壁、まぐさ、がりょう等）及び継手の状況	施工中
		縦遣方の状況	検査中
		ブロック積状況	施工中
		モルタル及びコンクリートの充填状況	施工中
	材料（ＡＬＣパネル）	ＡＬＣパネルの表示マーク	搬入時
		取付け金物の表面処理状況	施工中
	工法（ＡＬＣパネル）	パネルの建込み状況	施工中
		ＡＬＣパネル取付け金物及び開口部の補強状況	施工中
	材料（押出成形セメント板）	取付け金物の表面処理状況	施工中
	工法（押出成形セメント板）	取付け状況	施工中
防水工事	防水材料	材料の表示のマーク（可使用期間の分かる表示）	搬入時
		防水材料の入荷数量	搬入時
		防水材料の残量及び使用済み容器	施工後
	防水層下地	水勾配の状況、突起の除去・欠損部の補修状況	施工前
		出隅・入隅の面取りの状況、成形緩衝材施工状況	施工前
		下地面の乾燥状況	施工前
	プライマー塗り	プライマー塗りの施工状況	施工中
	ルーフィング張り	アスファルトの溶融	施工中
		各層の張付け状況、（出隅・入隅・ドレン回り等の増張り、捨て張り、重ね幅、立ち上がり部、端部、コンクリート打継ぎ箇所等）	施工中
	断熱工法	施工状況（施工順序が分かるもの）	施工中
	防水層の保護	断熱材及び絶縁用シートの材料	搬入時
		保護コンクリートの溶接金網の敷込み	施工中
	伸縮調整目地	施工状況（下部が床面についているもの等）	施工中
	材料（シーリング）	シーリング用材料の表示マーク（可使用期間のわかる表示）	搬入時
	工法（シーリング）	目地等の形状・寸法（幅及び深さ等）	施工前
		下地の清掃状況	施工前
		プライマー・バックアップ材又はボンドブレイカーの施工状況	施工中
	シーリング材の試験	試験の状況	試験中

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（建築工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
石工事	材料	石の種類、寸法、石厚、裏面処理	搬入時
	下地ごしらえ	下地組の状況	完了時
		取付け金物の状況	施工中
	取付け	裏込めモルタルの充填状況	施工中
タイル工事	材料	タイルの表示マーク	搬入時
	工法	下地モルタルの乾燥状態、散水の施工状況	施工中
		水湿しの状況	施工中
		タイルの張付け状況	施工中
		伸縮調整目地の施工状況	施工中
	検査	打診検査の実施状況	検査中
		接着力試験の実施状況（屋外及び屋内吹抜け部分）	検査中
木工事	材料	木材（集成材等）の表示マーク	搬入時
		木材の含水率測定状況	搬入時
		防蟻・防蟻処理材の表示マーク	搬入時
		防虫処理材の表示マーク	搬入時
	工法	継手・仕口の組立て状況	施工中
		防蟻・防蟻剤の塗布状況	施工中
		施工状況（床組、壁組、建方）	施工中
		諸金物・アンカーボルトの設置状況	施工中
屋根及びとい工事	材料	屋根材料・といの表示マーク	搬入時
	工法	屋根の施工状況（留付けピッチ、重ね幅等の分かるもの）	施工中
		といの継手及び下がり止めの状況	施工中
		防火区画を貫通する箇所の穴埋めの施工状況	施工中
		天井・壁内の防露の施工状況	施工中
		ルーフドレンの取付け状況	施工中
金属工事	材料	各材料の表示マーク	搬入時
		各部材の材質・形状・寸法・表面処理	搬入時
	軽量鉄骨天井下地及び軽量鉄骨壁下地	壁下地設置高さ、部材の間隔	施工中
		補強の状況（天井開口、壁出入り口開口等）	施工中
		溶接部分の錆止めの施工状況	施工中
	その他の部分の工法	各材料・工法ごとの部材の間隔及び補強状況	施工中
		見え隠れ部分の施工状況	施工中
左官工事	材料	使用材料の表示マーク（可使期間の分かる表示）等	搬入時
		材料の入荷数量	搬入時
		材料の残量及び使用済み容器	施工後
	工法	下地処理、水洗い状況	施工中
		異種下地接続部の処理状況	施工中
		下塗りの表面状況・乾燥状況	確認時
		ひび割れ箇所の補修状況	施工中
		水勾配の確認状況	確認時
		モルタル塗り、プラスター塗りの施工状況	施工中
		仕上塗材仕上げの施工状況	施工中
		吹付け材吹付けの施工状況	施工中
		セルフベリング材塗りの施工状況	施工中
建具工事	材料	建具の種類、形状、寸法等	搬入時
		ガラスの種類、寸法、厚さ等	搬入時
	工法	材料・見え隠れ部分の塗装	施工中
		アンカーの施工状況	施工中
		枠回りのモルタル詰め状況	施工中
		網入りのガラス板の小口の防錆処理の状況	施工中
		ガラスのはめ込み状況	施工中
カーテンウォール工事	工法	検査状況（型枠、配筋）	検査中
		取付け金物の施工状況	施工中
		建込み状況	施工中
		主要部材の取付け状況	施工中
		製品の検査	検査中

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（建築工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
塗装工事	材料	塗料の表示マーク（可使用間の分かる表示）	搬入時
		塗装材料の入荷数量	搬入時
		塗装材料の残数量及び使用済み容器	施工後
		塗装材料の使用量確認状況	施工後
	工法	素地ごしらの施工状況	施工中
		錆止め塗料塗りの施工状況（工場塗装を含む）	施工中
		見え隠れ部分の施工状況	施工中
		各工法ごとの施工状況（塗り回数分かるよう、同一箇所のもの）	施工中
内装工事	材料	各材料の表示マーク	搬入時
		各材料の材質・形状・寸法	搬入時
	工法	下地の状況（乾燥等）	施工前
		ビニル床シート・床タイルの施工状況	施工中
		塗床の施工状況	施工中
		カーペット敷きの施工状況	施工中
		石こうボード、その他ボード及び合板の施工状況（継目処理、留付けビス、下張り状況分かるもの）	施工中
		壁紙張りの施工状況	施工中
ユニット及びその他工事	フリーアクセスフロア	材料規格寸法	搬入時
		施工状況	施工中
	可動間仕切り	材料規格寸法	搬入時
		施工状況（固定状況）	施工中
	移動間仕切り	材料規格寸法	搬入時
		施工状況（補強、ハンガーレール固定状況）	施工中
	トイレブース	材料規格寸法	搬入時
		施工状況	施工中
	階段滑止め	アンカーの施工状況	施工中
	ブラインド	施工状況	施工中
	カーテン	取付け金物施工状況	施工中
	プレキャストコンクリート	取付け状況	施工中
	間知石積み	形状、裏込めコンクリート、透水層の施工状況	施工中
	敷地境界石標	設置位置の確認状況	確認時
排水工事	材料	材料の表示マーク	搬入時
	工法	掘削状況、深さ	施工中
		根切り底の状況	施工中
		山留めの状況	施工中
		排水管、桝、ふた、グレーチング等の施工状況	施工中
		埋戻しの状況	施工中
	通水試験	試験状況	試験中
	街きよ、縁石及び側溝等	施工状況	施工中
舗装工事	路床	締固めの施工状況	施工中
		締固め後の高さの計測状況	計測時
		支持力比試験の状況	試験中
	路盤	各層の敷均し厚さ（回数が分かるもの）	施工中
		締固め後の高さ及び厚さの計測状況	計測時
	路盤	締固め度の検査状況	検査中
	アスファルト舗装	アスファルト乳剤の散布状況	施工中
		アスファルト混合物の敷均し状況（敷均し温度）	施工中
		アスファルト混合物の締固め状況	施工中
		切取り検査の状況、厚さ	検査中
	コンクリート舗装	溶接金網の施工状況	施工中
		コンクリートの打設状況	施工中
		目地の施工状況	施工中
		厚さ検査の状況、厚さ	検査中
	カラー舗装	施工状況	施工中
		試験状況	試験中
	透水性アスファルト舗装	施工状況	施工中
		試験状況	試験中
	ブロック系舗装	施工状況	施工中
		試験状況	試験中
	砂利敷き	厚さ	施工中

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（建築工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
植栽及び屋上緑化工事	材料	樹木（養生の状態）	搬入時
		客土（土質の分かるもの）	搬入時
	工法	客土の厚さ	施工中
		植樹の施工状況（植穴、支柱）	施工中
		芝張り及び吹付けは種の施工状況	施工中
	材料（屋上緑化工事）	屋上緑化システム各構成層の材料	搬入時
屋上緑化システム各構成層の施工状況		施工中	
一般共通事項（改修工事）	改修前の状況	改修前の状況	着工前
	施工数量調査	施工数量調査の状況	調査中
	その他は、「一般共通事項」による。		
仮設工事	既存部分	養生	養生中
	その他は仮設工事による		
防水改修工事	既存防水層	撤去及び下地の補修状況	施工中
	工法（防水）	施工状況	施工中
	シーリング材の試験	接着性試験状況	試験中
	工法（シーリング改修）	各種工法施工状況、可使期間の分かる表示	施工中
	工法（とい改修）	施工状況	施工中
	工法（アルミニウム笠木改修）	施工状況	施工中
	その他は防水工事、屋根及びとい工事、金属工事による		
	外壁改修工事	材料	注入材料（可使期間の分かる表示）
工法（樹脂注入工法）		コア抜き取りによるひび割れ部分の注入状況の検査状況	検査中
工法（充填工法）		充填材の仕上り状態及び硬化状態の検査状況	検査中
工法（その他の注入工法）		注入材料の注入、固着状況検査	検査中
工法（タイル張替工法）		打診、接着力試験状況	試験中
工法（塗仕上げ外壁改修）		既存除去状況	施工中
その他はコンクリート工事、左官工事、タイル工事、塗装工事による			
建具改修工事	工法（かぶせ工法）	既存枠、あと施工アンカー施工状況	施工中
	工法（撤去工法）	撤去、あと施工アンカー施工状況	施工中
	その他は、「建具工事」による		
内装改修工事	軽量鉄骨天井、下地軽量鉄骨壁下地	既存埋込みインサートの引抜き試験	試験中
	既存の壁、床、天井	撤去及び下地処理状況	施工中
	有害物質を含む材料処理	撤去及び下地処理状況	施工中
	その他はタイル工事、木工事、左官工事、内装工事、塗装工事による		
塗装改修工事	既存塗膜の処理	除去及び下地処理状況	施工中
その他は、「塗装工事」による。			
耐震改修工事	材料	各種耐震改修工事材料	搬入時
	あと施工アンカー	施工確認試験の状況	試験中
	工法（グラウト工事）	圧入準備状況	試験中
	工法（柱補強工事）	鋼板等の組立て検査状況	検査中
	工法（免震改修工事）	施工状況	施工中、検査
		仕上げ状況	試験中
	工法（制震改修工事）	施工状況	施工中、検査
	その他は鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事による		
環境配慮改修工事	材料	各種環境配慮工事材料	搬入時
	アスベスト含有建材の除去及び処理	除去	施工中
		保管、集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が分かるもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
	特殊な建設副産物の処理	保管、集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が分かるもの）	施工中
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
		その他は建設廃棄物の処理による	
	断熱アスファルト防水改修工事	施工状況	施工中
	外断熱改修工事	施工状況	施工中
	ガラス改修工事	施工状況	施工中
	断熱・防露改修工事	施工状況	施工中
	屋上緑化改修工事	施工状況	施工中
	透水性アスファルト舗装改修工事	施工状況	施工中
	その他は防水工事、建具工事、内装工事、植栽、舗装工事及び屋上緑化工事による		

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（電気設備工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
一般事項	着工前の状況	敷地、周辺の状況等	着工前
	改修前の状況	改修前の状況	着工前
	工事現場管理	工事関係表示標識等の掲示状況 養生（既存施設部分及び工事目的物の施工済部分）	掲示時 施工中
	安全対策	実施状況（工事現場内、周辺の対策、第三者対策等）	施工中
		法令等に基づく措置状況	施工中
	環境対策	実施状況（騒音、振動、臭気対策等）	施工中
		法令等に基づく措置状況	施工中
	障害物	障害物の位置、形状、寸法等	発見時
		障害物の処理の状況	処理時
		障害物の処理後の状況	処理後
	発生材	分別状況（集積状況）	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が分かるもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄場）	廃棄時
撤去工事	機器、盤類、配線等	機材置き場、足場等の状況	施工中
		指定仮設の状況	施工中
		鉄筋及び埋込配管の探査の状況	施工時
		はつり及び穴開け作業の状況	施工時
機器等の改造	機器及び盤類	撤去対象の機器、盤類、配線等の状況	施工前
		配線等の切断及び撤去の状況	施工中
		機器及び盤類の解体の状況	施工中
		機器及び盤類の搬出の状況	搬出時
機器等の取外し	機器及び盤類	改修前の状況	施工前
		改修の状況	施工中
		改修後の状況	施工後
スリーブ、インサート工事	機材	取外し前の状況	施工前
		取外し機器の整備状況	施工中
		取外し機器の保管状況	施工中
接地工事	機材	材質、外形、寸法、水切りつば等	施工前
		取付状況（位置、間隔、鉄筋補強及び貫通部の処理）	施工中
		施工	施工
塗装工事	機材	接地材料の種類、材質、寸法等	搬入時
		接地極の埋設状況	施工中
		接地線の建物構造体への接続状況	施工中
配管工事	機材	塗料等の仕様、規格、表示マーク等	施工前
		塗装の作業状況（塗装過程）	施工中
	施工	電線保護物類（付属品共）の種類、規格、マーク等	搬入時
		コンクリート埋設配管のふ設、盤等への立上げの状況	施工中
		隠ぺい配管（二重天井内等）のふ設状況	施工中
		軽量間仕切壁内配管のふ設状況	施工中
		ボックス等の取付状況	施工中
		金属ダクト及び金属トラフのふ設状況	施工中
		金属線びのふ設状況	施工中
		ケーブルラックのふ設状況	施工中
		建物引込配管の止水処理状況	施工中
		防火区画貫通部の処理状況	施工中
配線工事	機材	電線、ケーブル等の種類、規格、表示マーク等	搬入時
		接続材及び端末処理材の種類、規格、表示マーク等	搬入時
	施工（共通）	配線の接続及び絶縁処理の状況	施工中
		耐熱配線及び耐火配線の接続状況	施工中
		機器等への配線の接続状況	施工中
		ボックス内配線の収容状況	施工中
		高圧ケーブル等の端末処理の作業状況	施工中
		U T P ケーブルのふ設及び成端の状況	施工中
		光ファイバーケーブルのふ設及び接続の状況	施工中
		平形保護層配線のふ設状況	施工中
		ライティングダクトのふ設状況	施工中
		金属ダクト内配線のふ設状況	施工中
		バスダクトのふ設状況	施工中
		隠ぺい配線（二重天井内）のふ設状況	施工中
		配線ビット内配線のふ設状況	施工中
		ケーブルラック上の配線のふ設状況	施工中
		二重床内配線のふ設状況	施工中
		防火区画貫通部の処理状況	施工中

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（電気設備工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
配線工事	施工（電熱設備）	電熱線等のふ設状況	施工中
		電熱線等の接続及び絶縁処理の状況	施工中
	施工（駐車場管制設備）	ループコイルのふ設状況	施工中
搬入・据付け工事	機材	主要機器、盤類等の種類、仕様、銘板、規格等	搬入時
	施工（共通）	主要機器、盤類等の搬入据付けの状況	搬入時
		主要機器、盤類等のアンカーボルト等の取付状況	施工中
		R C 壁取付の埋込形盤の型枠、鉄筋補強等の状況	施工中
		軽量間仕切壁取付の埋込形盤の取付状況	施工中
	施工（電力設備）	照明器具等の取付状況	施工中
		配線器具等の取付状況	施工中
		分電盤、制御盤等の固定及び配線接続の状況	施工中
		受雷部（突針、棟上導体等）の取付状況	施工中
		引下げ導線及び建物構造体への接続状況	施工中
	施工（受変電設備）	配電盤等の固定及び配線接続の状況	施工中
	施工（電力貯蔵設備）	直流電源装置、UPS 等の固定及び配線接続の状況	施工中
	施工（発電設備）	発電装置の設置状況	施工中
		発電装置の配管（排気、給油等）の施工状況及び配線接続の状況	施工中
		貯油槽（燃料小出槽）の設置状況の状況	施工中
		太陽光発電装置、風力発電装置等の設置及び配線接続の状況	施工中
	施工（通信・情報設備）	端子盤、機器収納ラック等の固定及び配線接続の状況	施工中
		電話交換機等の固定及び配線接続の状況	施工中
		情報表示装置、映像・音響装置等の固定及び配線接続の状況	施工中
		モニター架、監視カメラ等の固定及び配線接続の状況	施工中
		増幅器架、スピーカー等の固定及び配線接続の状況	施工中
		TV アンテナ、ヘッドエンド装置等の固定及び配線接続の状況	施工中
		TV アンテナ取付予定位置での電界強度測定状況	施工中
		駐車場管制装置の固定及び配線接続の状況	施工中
		防犯・入退室管理装置の固定及び配線接続の状況	施工中
		受信機、感知器等の固定及び配線接続の状況	施工中
	施工（中央監視制御設備）	中央監視制御装置の固定及び配線接続の状況	施工中
	施工（医療関係設備）	ナースコール装置の固定及び配線接続の状況	施工中
基礎工事	施工	根切りの寸法、床付け、山止め等の状況	施工中
		型枠の形状、寸法、配筋の状況等	施工中
外構工事	機材	外構工事機材の種類、規格、寸法等	搬入時
	施工	地中管路の掘削及びふ設の状況	施工中
		ハンドホール、マンホール等の掘削の状況	施工中
		ハンドホール、マンホール等の型枠の形状、寸法、配筋の状況等	施工中
		電柱等の掘削及び建柱の状況	施工中
		電柱支線等の取付状況	施工中
		外灯等の取付状況	施工中
		屋外油配管（発電機用）等のふ設状況	施工中
		貯油槽（地下タンク）の設置状況	施工中
総合調整	機材	測定器等の試験用機材（仕様、規格、銘板、合格認定書等）	試験前
	試験	接地抵抗測定、絶縁抵抗測定、照度測定等の状況	試験中
		光ファイバーケーブルの伝送損失測定状況	試験中
		UTP ケーブルの伝送品質測定状況	試験中
		受変電設備等の耐圧試験、継電器試験、動作試験等の状況	試験中
		直流電源装置、UPS 等の動作試験の状況	試験中
		発電設備の負荷試験、油配管等の圧力試験の状況	試験中
		通信・情報設備の機能試験等の状況	試験中
		中央監視制御設備の機能試験等の状況	試験中
		ナースコール装置の機能試験等の状況	試験中
その他	完成時写真	電気室、機械室等（機器配置及び配線の状況）	完成後
		事務室及び上級室（室内設備の状況）	完成後

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（機械設備工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
一般事項	着工前の状況	敷地、周辺の状況等	着工前
	改修前の状況	改修前の状況	着工前
	工事現場管理	工事関係表示標識等の掲示状況	掲示時
		養生（既存施設部分及び工事目的物の施工済部分）	施工中
	安全対策	実施状況（工事現場内、周辺の対策、第三者対策等）	施工中
		法令等に基づく措置状況	施工中
	環境対策	実施状況（騒音、振動、臭気対策等）	施工中
		法令等に基づく措置状況	施工中
	障害物	障害物の位置、形状、寸法等	発見時
		障害物の処理の状況	処理時
		障害物の処理後の状況	処理後
	発生材	分別状況（集積状況）	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が分かるもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄場）	廃棄時
仮設		機材置き場、足場等の状況	施工中
	指定仮設の状況	施工中	
	躯体穴開け等	鉄筋、埋込配管等の探査の状況	施工時
はつり及び穴開け作業の状況		施工時	
撤去工事等	機器類、配管、ダクト等	撤去機器類、配管、ダクト等の状況	撤去前
		機器類の解体、分別、搬出等の状況	施工中
		機材の取外し及び再使用の状況	施工中
		配管及びダクトの切断、撤去、分別、搬出等の状況	施工中
スリーブ・インサート工事	機材	形状、寸法、塗装状況（つば付き鋼管）等	搬入時
	施工	取付状況、取付位置、貫通部処理状況等	施工中
配管工事	機材（配管・管継手付属品・計器その他）	規格（表示マーク、種別、口径等）、保管状況等	搬入時
	施工	工具（規格等）	施工前
		各種接合法（施工状況、品質管理状況等）	施工時
		溶接（施工状況、品質管理状況等）	施工時
		勾配確保（確認状況）	施工時
		支持及び固定（方法、間隔確認状況、伸縮等）	施工時
		防火区画貫通部の処理状況	施工時
		隠ぺい（壁埋設、天井内、暗渠内等）配管状況	施工時
		機器回りの配管状況	施工時
		壁及び床貫通部の処理状況	施工時
	試験	水圧試験、滴水試験、通水試験、気密試験、絶縁試験、動作試験、空気圧試験等の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
	管内の洗浄	フラッシングの状況	洗浄中
	ダクト工事	機材（ダクト、ダンパー、制気口類）	規格、評定マーク、形状（板厚、接合用部材、補強、シール状況等）、保管状況等
施工		ダクト加工（寸法、補強、変形、フランジ、板厚等）	加工後
		接続工事（接続作業、品質管理状況等）	施工中
		支持及び固定（方法、間隔確認状況等）	取付後
		防火区画貫通処理状況	施工中
ダンパー、制気口類（取付位置、取付状況等）	施工中		
保温・塗装工事	機材	保温材及び塗料（規格、表示マーク、保管状況等）	搬入時
	施工（保温）	配管、ダクト、機器、消音内張り等（作業状況、品質管理状況等）	施工中
	施工（塗装）	配管、ダクト、機器及び鋼材（作業状況、養生、作業環境、品質管理状況等）	施工中
機器基礎工事	機材（コンクリート工事）	コンクリートの品質（スランプ高さ等）、鉄筋サイズ等	搬入時
	施工（コンクリート工事）	配筋状況、現場練り作業、打設状況、養生等	施工時
	機材（鋼材工事）	鋼材（形状、寸法、規格等）	施工前
	施工（鋼材工事）	施工状況、品質管理状況等	施工中
搬入・据付工事	機材（空調）	規格、銘板、保管状況等	搬入時
	施工（空調）	機器搬入状況	搬入時
		機器据付（作業状況、水平確認、防振・耐震措置状況等）	施工時
		機器据付（周囲空間、本体、銘板、養生等）	据付後
	機材（衛生）	規格、銘板、保管状況等	搬入時
		取付状況（耐火カバー他）、配管接続状況、養生等	施工時
		タンク類の清掃及び消毒	施工時
		消火設備における機器、配管等の法定基準等の確認	施工時
	その他は、「搬入・据付工事 施工（空調）」による。		

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（機械設備工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
搬入・据付工事	試験（空調・衛生）	機器（点火、耐圧、能力、騒音等）	試験前
		タンク類の試験（内部防錆被膜試験、満水試験、水圧試験等）の状況	試験開始時試験中試験終了時
屋外・土工事	施工（土工事）	土止め状況、掘削溝形状、埋設深等寸法、埋設土、埋設表示用テープ、地中埋設標等	施工時
	機材（地業工事）	砂利等のサイズ、施工用機材等	搬入時
	施工（地業工事）	砂利地業厚さ、締め固め作業状況、捨てコン寸法等	施工時
	機材（コンクリート工事）	コンクリートの品質（スランブ高さ等）、鉄筋サイズ等	搬入時
	施工（コンクリート工事）	配筋状況、現場練り作業、打設状況、養生等	施工時
自動制御設備工事	機材	自動制御設備及び中央監視制御装置（形状、寸法確認、銘板、付属品、養生、保管状況等）	搬入時
	施工	配線状況（接合状況、露出部分保護、埋設配線等）	施工時
	試験	機器類（取付位置、水平垂直勾配、耐震措置等）	施工時
		試験用機器（規格、銘板等） 動作試験、絶縁抵抗試験等の状況	試験前 試験開始時試験中試験終了時
ガス設備工事	機材（配管・管継手付属品・計器その他）	規格（表示マーク、種別、口径等）、保管状況等	搬入時
	施工（配管）	機器類（規格、銘板、合格認定証等）	搬入時
		施工状況（吊り部、支持部、建物導入部、火気に対する防護措置、埋設深さ、埋設表示用テープ、地中埋設標、防食措置等）	施工中
		取付位置、固定方法、据付状況等	施工中
	試験	試験用機器（規格、銘板、合格認定証等） 気密試験、点火試験等の状況	試験前 試験開始時試験中試験終了時
さく井設備工事	機材	機器類（形状、規格、銘板、保管状況等）	搬入時
	施工	事前調査（現場状況、地表電気探査状況等）	施工前
		掘削（施工状況、水止め方法、泥水処理の状況等）	施工中
		電気検層（実施状況）	掘削終了後
		砂利充てん（使用砂利、遮水措置等）	施工中
		仕上げ（井水洗浄、スワビング、安定状態等）	施工中
	試験	試験用機器（規格、銘板等）	試験前
		揚水試験（予備揚水試験、段階揚水試験、連続揚水試験、水位回復試験等）の状況	試験開始時試験中試験終了時
		水質試験の状況、水の採取状況等	試験開始時試験中試験終了時
浄化槽設備工事	機材（ユニット形）	形状、規格、能力形式、認定証、銘板等	搬入時
	施工（ユニット形）	土工事及び基礎工事（「屋外・土工事」による）	施工中
		設置作業状況（設置、水平確認、水締め、埋戻し等）	施工中
	試験	水張試験、満水試験、水圧試験、通水試験、空気圧試験等の状況	試験開始時試験中試験終了時
		各機器単独動作試験の状況	試験開始時試験中試験終了時
昇降機設備工事	機材（エレベーター） （駆動装置等、かご、乗場、昇降路内機器、安全装置）	通水試験及び総合運転試験の状況	試験開始時試験中試験終了時
		形状、寸法、規格、銘板、外観検査、保管状況等	搬入時
		耐震措置状況（固定状況、昇降路内突出物に対する保護装置等）	施工中
		取付位置（地震感知器、乗場ボタン、操作盤、安全装置等）	施工中
	機材（エスカレーター） （構造体、駆動装置、階段、欄干、乗降口）	防火区画処理（三方枠等）	施工後
		その他（機械室内部各部寸法、空調、フック等）	施工後
		形状、寸法、規格、銘板、外観検査、保管状況等	搬入時
		取付状況（受梁、吊り元、階段等）	施工中
	試験	試験用機器（規格、銘板等）	試験前
		受電盤、主回路、制御器、配線、配管等の試験状況	試験開始時試験中試験終了時
		負荷試験、調速機の作動試験	試験開始時試験中試験終了時
		頂部隙間、緩衝器との距離、ビット深さ等の検査状況	検査中

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（機械設備工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
機械式駐車設備工事	機材（駆動装置、構造体、搬器、運転操作盤、制御盤、安全装置）	形状、寸法、規格、銘板、外観検査、保管状況等	搬入時
	施工	耐震措置の状況	施工中
	試験	絶縁抵抗試験、性能試験試験等の状況	試験開始時 試験中試験 終了時
医療ガス設備工事	機材（配管・管継手付属品・計器その他）	規格（表示マーク、種別、口径等）、保管状況等	搬入時
	施工（配管）	施工状況（吊り部、支持部、配管の識別等）	施工中
		各種接合工法（施工状況、品質管理状況等）	施工中
		溶接（施工状況、品質管理状況等）	施工中
	施工（機器等）	取付位置及び固定方法	施工中
	試験	試験用機器（規格、銘板等）	試験前
		系統試験、気密試験、配管内洗浄度試験、作動試験、性能試験等の状況	試験開始時 試験中試験 終了時
	その他は、「搬入・据付工事 施工（空調）」による。		
総合調整	機材	試験用機器（規格、銘板等）	試験前
	試験	機器試験（着火試験等）の状況	試験開始時 試験中試験 終了時
		配管試験（放水試験、圧力試験、水質試験等）の状況	試験開始時 試験中試験 終了時
		総合試験（風量試験、騒音試験、水量試験、温度試験、湿度試験、振動試験等）の状況	試験開始時 試験中試験 終了時
その他	完成時写真	機械室（機器及び配管の状況、主配管設備の状況等）	完成後
		便所及び洗面所（衛生器具の設置状況等）	完成後
		上級室（室内設備の状況等）	完成後
		事務室等（ＦＣＵ、吹出口の設置状況等）	完成後
		屋上（機器及び配管設置の状況等）	完成後

建築・設備工事写真撮影要領
(別 添)

撮影対象表（撤去・解体工事編）			
工事種目又は分類	撮 影 項 目	撮 影 対 象	撮影時期
一般共通事項（解体工事）	解体前の状況	解体前の状況（敷地、周辺施設、解体施設）、地中埋設物の状況	着工前
	施工数量調査	施工数量調査の状況	調査中
	法令等に基づく測定等（必要な場合）	測定機器	設置時
		測定等の状況	測定中
	その他は一般共通事項による		
仮設工事	騒音等の養生その他	養生、散水、仮囲い等	施工中
	山留め、地盤改良等	材料	搬入時
		設置状況	施工中
		部材等の寸法	完了時
		撤去状況	撤去後
	その他は仮設工事による		
解体施工	事前措置	解体重機（低騒音対応等）マーク	施工中
	建築設備（※）	撤去状況	施工中
		分別状況	施工中
	内装材	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
	外装材	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
	屋根葺材等	解体状況	施工中
		分別状況	施工中
	躯体	上部解体状況	施工中
		地下解体状況	施工中
		分別状況	施工中
		埋戻し状況	施工中
	基礎及び杭	基礎解体状況	施工中
		杭解体状況	施工中
		存置物の確認状況	施工中
		分別状況	施工中
		基礎解体後の埋戻し状況	施工中
	構内舗装等	杭撤去後の埋戻し状況	施工中
		解体状況	施工中
		分別状況	施工中
		存置物の確認状況	施工中
	地下埋設物及び埋設配管	埋戻し状況	施工中
		解体状況	施工中
		分別状況	施工中
		存置物の確認状況	施工中
	解体後の整地	埋戻し状況	施工中
		地ならし、埋戻し及び盛り土状況（段階的な埋戻しが分かるもの）	施工中
	建設廃棄物	地ならし、埋戻し及び盛り土状況	完了後
		分別状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が分かるもの）	搬出時
特別管理産業廃棄物	建設廃棄物の処理	廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
		保管、集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が分かるもの）	搬出時
	特別管理産業廃棄物の処理	廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
		保管、集積状況	搬出前
アスベスト含有建材	その他は建設廃棄物の処理による		
	アスベスト含有建材の除去及び処理	除去	施工中
		保管、集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が分かるもの）	搬出時
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
特殊な建設副産物	その他は特別管理産業廃棄物の処理による		
	特殊な建設副産物の処理	保管、集積状況	搬出前
		搬出状況（搬出業者名が分かるもの）	施工中
		廃棄状況（廃棄先）	廃棄時
	その他は建設廃棄物の処理による		

（※） 建築設備撤去状況については、撮影対象表（電気設備工事編）撤去工事及び同（機械設備工事編）撤去工事等による。

施工体制台帳等の作成要領

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされました。

上記改正に伴い、施工体制台帳等の記載事項が変更となりましたので、参考様式を参考に作成してください。

また、建設業法第40条の規定により、許可を受けた建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に建設業の許可票を掲示しなければならないことになっています。（工事現場への掲示は元請業者に限ります）

1. 施工体制台帳

公共工事の受注者が下請負人と下請契約を締結するときは、その下請金額に関わらず施工体制台帳（記載すべき事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）を作成し、写しを発注者に提出しなければなりません。

施工体制台帳の添付書類（建設業法第24条の7第2項、同法施行規則第14条の4）

① 発注者（市）との請負契約書（添付書類の提出不要）

② 下請契約書

1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

③ 元請主任技術者・監理技術者（専門技術者）関係

主任技術者又は監理技術者が資格を有することを証する書面（添付書類の提出不要）
主任技術者又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（添付書類の提出不要）

専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用関係を証する書面

2. 施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければなりません。公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならないとされています。

3. 再下請負通知書

二次以下の下請業者がいる場合には、全ての下請に対する再下請通知の作成と発注者への通知を行い、契約書（注文書）の写しの添付が必要です。

4. 作業員名簿

全ての作業員名簿（元請けを含む）を作成する。

参考様式

施工体制台帳

[会社名・事業者ID]

[事業所名・現場ID]

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容					
発注者名及び住所					
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日		

契約業所	区分	名称		住所	
	元請契約				
	下請契約				

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督員名			権限及び意見 申出方法		
----------	--	--	----------------	--	--

監督員名			権限及び意見 申出方法			
現場代理人名			権限及び意見 申出方法			
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容				
監理技術者補佐名			資格内容			
専門技術者名			専門技術者名			
	資格内容		資格内容			
	担当工事内容		担当工事内容			

一号特定技能外国人の従事 の状況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名			
住所					
工事名称及び工事内容					
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日		

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名			安全衛生責任者名			
権限及び意見申出方法			安全衛生推進者名			
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名				
資格内容			専門技術者名			
		資格内容				
		担当工事内容				

一号特定技能外国人の従事 の状況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

参考様

再下請負通知書

年 月 日

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称・
事業者ID

会社名・
事業者ID

代表者名

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容					
工 期	自	年	月	日	注文者との 契 約 日
	至	年	月	日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

監 督 員 名			安全衛生責任者名	
	権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名			雇用管理責任者名	
主 任 技 術 者 名	権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
	専 任 非専任		資 格 内 容	
	資 格 内 容			担当工事内容

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・事業者ID			代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号				
工 事 名 称 及 工 事 内 容				
工 期	自	年	月	日
	至	年	月	日
	契 約 日		年 月 日	

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現 場 代 理 人 名			安全衛生責任者名	
	権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主 任 技 術 者 名			雇用管理責任者名	
資 格 内 容	専 任 非専任		専 門 技 術 者 名	
			資 格 内 容	
				担当工事内容

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

参考様式

事業所の名称
・現場ID
所長名

本書面に記載した内容は、作業員
名簿として安全衛生管理や労働災
害発生時の緊急連絡・対応のため
に元請負業者に提示することにつ
いて、記載者本人は同意していま
す。

作業員名簿
(年 月 日作成)

一次会社名
・事業者ID

(次)会社名
・事業者ID

元請 確認欄	
提出日	年 月 日

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教 育・資 格・免 許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日
	技能者ID				雇用保険					
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- ① …現場代理人 ② …作業主任者 ((注) 2.) ③ …女性作業員 ④ …18歳未満の作業員
⑤ …主任技術者 ⑥ …職 長 ⑦ …安全衛生責任者 ⑧ …能力向上教育 ⑨ …危険有害業務・再発防止教育
⑩ …外国人技能実習生 ⑪ …外国人建設就労者 ⑫ …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

富士市小規模工事事務取扱要領

1. 目的

この要領は、建設工事の施工に伴って提出される書類の省略等、諸手続を簡略化し、事業の効率的な執行を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 富士市が施行する当初請負代金額200万円超2,000万円未満(補助事業も含む)の建設工事(以下「小規模工事」という。)に適用する。

なお、当初請負代金額200万円超500万円未満(補助事業も含む)の建設工事を特に「少額工事」という。

- (2) この要領に記載されていない事項については、静岡県土木工事共通仕様書(静岡県交通基盤部監修)、静岡県農林土木工事共通仕様書(静岡県交通基盤部監修)、公共建築工事標準仕様書(国土交通省営繕部監修)、公共建築改修工事標準仕様書(国土交通省営繕部監修)、公共住宅建設工事標準仕様書(公共住宅事業者等連絡協議会編集)及び現場説明事項、特記仕様書等(以下これらを「仕様書等」という。)を適用する。

3. 提出書類

- (1) 受注者は、建設工事の施工に当たり、別紙「土木工事に於ける契約関係書類・完成図書チェックリスト」、「建築・設備工事に於ける完成図書チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)のとおり、書類の提出を省略することができるものとする。ただし、監督員が特に提出を求めた場合は、この限りでない。
- (2) チェックリストにおける「省略」とは、定められた様式での提出を省略することであり、説明責任が要らないということではない。
- (3) 監督員・受注者は、初回打合せ時においてチェックリストに基づき確認すること。
- また、監督員は完成時にチェックリストを完成図書に添付すること。

4. 施工管理

(1) 出来形管理

出来形管理は、仕様書等に定める出来形管理基準により行うものとする。これにより難き場合は、監督員と協議のうえ決めるものとする。

ただし、少額工事については、出来形図又は数量計算書を提出することによりこれに代えることができるものとする。

(2) 品質管理

品質管理は、仕様書等に定める品質管理基準により行うものとする。これにより難き場合は、監督員と協議のうえ決めるものとする。

ただし、少額工事については、受注者の自主管理とし、資料の提出は省略できるものとする。

(3) 写真管理

写真管理は、仕様書等に定める写真管理基準により行うものとする。

なお、少額工事については、次によるものとする。

ア 着手前及び完成時の写真

イ 完成時に確認が困難なものの寸法等の写真

ウ その他必要とする写真は、監督員と協議のうえ決めるものとする。

5. 少額工事における監督員・受注者等

(1) 監督員は、受注者が自主管理の体制(工程、出来形、品質、写真、交通、安全等)を確立し、施工管理に当たるよう指導するものとする。

(2) 受注者は、自主管理の体制を確立し、施工管理に責任を持つものとする。

なお、自主管理とは、受注者が工事目的物の品質、精度を完全なものとするため、仕様書等の規格に適合するよう、社内検査を行う等、自らが管理(コントロール)することをいう。

(3) 受注者は、工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。

6. その他

この要領の定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

この要領は、令和7年3月13日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

